

# 仙台市私道取扱いの手引き

(令和4年度版)

仙 台 市

## まえがき

都市計画区域内における建築物の敷地は、建築基準法第43条第1項の規定により、同法第42条に規定する「道路」に接していなければなりません。

建築基準法に規定する道路は、建築物との関係において、単に通行の場というにとどまらず、建築物の利用、災害時の避難経路、消防活動の場、建築物等の日照、採光、通風等の確保など安全で良好な環境の市街地を形成する上で極めて重要な機能を果たしています。このため、建築基準法上の道路の指定等の適確な運用は、同法第3章の適正な施行に不可欠なものと考えられます。

国土交通省では、道路の指定等は、自治事務として各特定行政庁自らの責任と判断によって行われるべきものであるとの考えを示しています。このことを踏まえ、仙台市では、法律で定められていない事項について、条例や細則で道路の指定等の手続きを定めていますが、これらの規定を補完するとともに、申請者、並びに仙台市の担当部署が、効率よく作業ができるよう、本手引きを作成しましたので、道路の円滑な指定等が行われるよう、本手引きに沿った手続きにご協力をお願いします。

# 目次

## 第1章 道路の位置の指定の手続き

1	手続きの流れ	1
2	関係者との協議	2
3	事前審査	2
(1)	事前協議書	2
(2)	事前協議書に必要な書類	2
4	道路の位置の指定申請	3
(1)	道路の位置の指定申請	3
(2)	道路の位置の指定申請に必要な書類	3
(3)	書類及び図面の調製	6
(4)	申請手数料	6

## 第2章 幅員が1.8m未満の2項道路の指定の手続き

1	手続きの流れ	7
2	指定基準	8
3	関係者との協議	8
4	事前審査	8
(1)	事前協議書	8
(2)	事前協議書に必要な書類	8
5	幅員が1.8m未満の2項道路の指定申請	9
(1)	幅員が1.8m未満の2項道路の指定申請	9
(2)	幅員が1.8m未満の2項道路の指定申請に必要な書類	9
(3)	書類及び図面の調製	12
(4)	申請手数料	12

## 第3章 水平距離の指定の手続き

1	手続きの流れ	13
2	指定基準	14
3	関係者との協議	14
4	事前審査	14
(1)	事前協議書	14
(2)	事前協議書に必要な書類	14
5	水平距離の指定申請	16
(1)	水平距離の指定申請	16
(2)	水平距離の指定申請に必要な書類	16
(3)	書類及び図面の調製	19
(4)	申請手数料	19

#### 第4章 私道の廃止及び変更の手続き

1	手続きの流れ	20
2	廃止とは	21
3	変更とは	21
4	関係者との協議	21
5	事前審査	21
(1)	事前協議書	21
(2)	事前協議書に必要な書類	21
6	私道の廃止（変更）申請	23
(1)	私道の廃止（変更）申請	23
(2)	私道の廃止（変更）承認申請に必要な書類	23
(3)	書類及び図面の調製	26
(4)	申請手数料	26
7	私道の廃止承認の特例	27
(1)	私道の廃止承認の特例	27
(2)	私道の廃止協議に必要な書類	27
(3)	書類及び図面の調製	28

#### 第5章 道路の位置の指定の技術基準

1	取付道路	29
2	幅員及び延長	30
3	袋路状道路	34
4	隅切り	37
5	道路の構造	39
6	その他	39

#### 第6章 不完全な形態の位置の指定を受けた道路の手続き

1	復元計画の報告の流れ	40
2	復元計画協議の結果報告	40
(1)	復元計画協議の結果報告	40
(2)	復元計画協議の結果報告に必要な書類	40
(3)	書類及び図面の調整	42

#### 第7章 道路の終端位置が不明確な場合の手続き

1	末端協議の流れ	43
2	末端協議成立届	43
(1)	末端協議成立届に必要な書類	43
(2)	書類及び図面の調整	45

## 第8章 道路か否か不明な場合の手続き

- |   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 道路調査依頼の流れ               | 46 |
| 2 | 道路と判定できない場合の用語の解説と今後の方策 | 46 |

## 第9章 私道の指定道路図面等の閲覧及び写しの交付

- |   |                              |    |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 手続きの流れ                       | 48 |
| 2 | 前項1により閲覧又は写しの交付を行うもの以外の情報の提供 | 49 |

## 第10章 道路に係る参考資料

- |   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 細則様式                  | 50 |
| 2 | 細則外様式                 | 62 |
| 3 | 参考様式                  | 69 |
| 4 | 様式の記載例                | 71 |
| 5 | 建築基準法（抜粋）             | 77 |
| 6 | 建築基準法施行令（抜粋）          | 78 |
| 7 | 建築基準法施行規則（抜粋）         | 79 |
| 8 | 仙台市建築基準法の施行に関する条例（抜粋） | 81 |
| 9 | 仙台市建築基準法施行細則（抜粋）      | 81 |



## 2 関係者との協議

道路の位置の指定に伴い、L形側溝の切り下げ工事や、排水施設の移設・接続工事等が必要な場合は、道路管理者との調整が必要です。調整が不十分なために指定の基準を満たさない場合、道路の位置の指定ができなくなりますので、十分留意してください。

なお、国道や県道、市道に取り付く場合は、事前にそれぞれの道路管理者に相談してください。仙台市道に取り付く場合においては、各区役所道路課、各総合支所道路課又は建設課が窓口となります。

道路の位置の指定に伴う電柱等の移設についても、時間がかかることがありますので、早めに道路管理者と調整を行ってください。

道路の位置の指定を受ける道が、都市計画法第29条による開発許可を受けて築造した道路に取り付く場合、排水の放流等について、権利者の同意を得てください。

また、道路の位置の指定にあたっては、指定を受けようとする道路の部分となる土地の権利者全員（公共物を含む場合は公共物の管理者）の承諾が必要となります。

## 3 事前審査

### (1) 事前協議書

道路の位置の指定を受けようとする場合は、その指定申請に先立ち「事前協議書」（細則外様式第1号）を提出し、道路の築造計画等の可否について、あらかじめ確認してください。

事前協議書の提出は、事前に法令への適合性等に関する審査を行い、道路形態の整備が完了した時点で円滑に「道路の位置の指定」ができるようにするためのもので、審査の結果は、申請者あてに事前協議結果通知書（細則外様式第2号）にてお知らせいたします。

なお、事前協議結果通知書を交付された後に、関係する法律等の改正や事前協議書の内容に変更が生じた場合は、改めて事前協議書の提出をお願いすることがあります。

### (2) 事前協議書に必要な書類

事前協議書に必要な図書は表1のとおりです。提出部数は1部となります。

表1

添付順序	図面等の名称	明示すべき内容	備考
1	事前協議書	1 様式に必要事項を記載	・細則外様式第1号
2	委任状	1 委任する者の記名、押印 2 委任する相手方の名称 3 委任する事項	・代理人が手続きを行う場合 ・任意様式
3	附近見取図	1 方位 2 道路及び目標となる地物 3 申請に係る道路の位置（赤色で着色表示）	
4	現況図	1 縮尺、方位 2 土地の境界、地番及び地目	

		3 土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名 4 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項	
5	計画地籍図	1 縮尺、方位 2 指定を受けようとする道路の位置（赤色で着色表示） 3 延長、幅員、側溝及び構造（単位：m） 4 土地の境界、地番及び地目 5 土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名 6 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項	・道路の延長、幅員は少数点 3 位以下切り捨て、2 位までを表示してください。
6	公図の写し	1 各筆の所有者、地目及び地籍	
7	その他必要な図書	1 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法、密集市街地整備法の適用を受けないで築造されることを証明するもの	・指示があった場合に提出してください。

#### 4 道路の位置の指定申請

##### (1) 道路の位置の指定申請

道路の位置の指定申請は、道路の築造が終了した段階で行うことになります。このため、宅地造成等規制法の許可、あるいは法に基づく工作物（擁壁）の確認が必要な場合は、本申請までに全ての工事を完了させることが必要です。また、私道や私設排水施設への接続については、所有者の同意を事前に得ておくなど、トラブル防止に努めてください。

##### (2) 道路の位置の指定申請に必要な書類

申請に必要な図書は 表 2 のとおりです。

表 2

添付順序	図面等の名称	明示すべき内容	備考
1	道路の位置の指定申請書	1 様式に必要な事項を記載	・様式第 1 号 ・正副各 1 部

2	委任状	<p>1 委任する者の記名、押印</p> <p>2 委任する相手方の名称</p> <p>3 委任する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代理人が手続きを行う場合</li> <li>・ 任意様式</li> <li>・ 正 1 部</li> </ul>
3	附近見取図	<p>1 明示すべき事項は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 道路及び目標となる地物</li> <li>・ 申請に係る道路の位置（赤色で着色表示）</li> </ul> <p>2 標準縮尺 1/2500 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副各 1 部</li> </ul>
	地籍図	<p>1 明示すべき事項は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺及び方位（方位は附近見取図と一致させる。）</li> <li>・ 指定を受けようとする道路の位置（赤色で着色表示）</li> <li>・ 延長、幅員、側溝及び構造（単位：m）</li> <li>・ 土地の境界</li> <li>・ 地番及び地目</li> <li>・ 土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名</li> <li>・ 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項</li> </ul> <p>2 標準縮尺 1/200 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副各 1 部</li> <li>・ 道路の延長、幅員は少数点 3 位以下切り捨て、2 位までを表示してください。（単位：m）。</li> </ul>
5	公図写し	<p>1 縮尺及び方位（方位は附近見取図と一致させる。）</p> <p>2 各筆の所有者、地目及び地籍を記入</p> <p>3 申請に係る道路の位置（赤色で着色表示）</p> <p>4 転写年月日及び転写者氏名を明示のうえ押印</p> <p>5 標準縮尺 1/500～600 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副各 1 部</li> </ul>
6	承諾書	<p>1 道路の敷地となる土地の所有者等の権利を有する者の同意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細則外様式第 3 号</li> <li>・ 正副各 1 部</li> </ul>
7	印鑑登録証明書	<p>1 承諾書に押印した者の印鑑登録証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正 1 部</li> </ul>

8	登記事項証明書	1 道路の敷地となる土地の登記事項証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却）	・正1部
9	道路を指定する土地の隣地境界及び官民境界協議書等の写し	1 道路の敷地となる土地の筆界の位置が確認できるもの	・正1部 ※関係者全員の「境界立会証明書」に代えることが可能
10	公有地に係る使用許可証の写し又は管理者との協議書の写し	1 道路の敷地となる土地に公有地が含まれる場合	・正1部
11	その他必要な図書	1 地籍図に表現が困難な特記すべき内容を示した図書（断面図など） 2 所有権の移転登記が完了していない場合にあっては売買契約書の写し及び当該契約の相手方の印鑑登録証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却） 3 相続関係を明らかにする場合にあっては、関係者の戸籍謄本（写しを提出する場合、原本確認後返却） 4 印鑑登録証明書と土地登記事項証明書に記載の住所が異なる場合は、住民票その他の権利者を確認できるもの（写しを提出する場合、原本確認後返却） 5 その他	1 正副各1部 2 正1部 3 正1部 4 正1部 5 内容により判断

○留意事項

ア 副本の図書については、正本の写しで構いません。

イ 表2中の6の承諾書について

(ア) 必要性

道路の位置の指定を受けた場合、当該道路敷については、道路としての性格上、建築物等を築造することができず（建築基準法第44条）、私有地に重大な権利の制限が課せられることとなります。

そこで、道路の位置の指定申請にあたっては、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者の承諾」が必要となります。

(イ) 関係権利者の範囲

承諾を必要とする関係権利者は、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者です。権利を有する者の範囲は、登記事項証明書の甲区（所有権）及び乙区（所有権以外の権利）の記載されている所有権、地上権、賃借権、抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等の権利を有する者（仮登記権利者を含む）とします。

国税徴収法に基づく滞納処分により、差押えをしている場合、差押債権者は関係権利者に含まれます。

(ウ) 承諾書の様式等

様式は細則外様式第3号をご利用ください。承諾については権利者の記名及び実印の押印が必要です。

また、権利者が、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、その行為に法定代理人、保佐人又は補助人に同意権がある場合は、当該同意権者の同意が必要です。また、成年被後見人については、成年後見人の代理行為によります。法定代理人等は、戸籍謄本又は登記事項証明書により確認します。

(エ) 印鑑登録証明書

真正な権利者の捺印であることを確認するため、印鑑登録証明書を添付してください。

(オ) 各証明書等の有効期限

登記事項証明書、証明書類等は最新の情報のものを添付してください。

登記事項証明書及び印鑑登録証明書については申請日から3か月以内に発行されたものとしします。

**(3) 書類及び図面の調製**

(ア) 添付図書はA4版の大きさに統一し、図面等は折り込み、左綴りにしてください。

(イ) 「承諾書」は、道路の敷地となる土地のすべての権利者の承諾が必要です。全員の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

(ウ) 権利者の範囲は、「(2) イ (イ) の関係権利者の範囲」に基づき登記事項証明書と公図により判断します。

**(4) 申請手数料**

道路の位置の指定申請に係る手数料は、仙台市建築基準法の施行に関する条例第11条第1項第2項に規定する金額になります。(P.81 参照)

## 第2章 幅員が1.8m未満の2項道路の指定の手続き

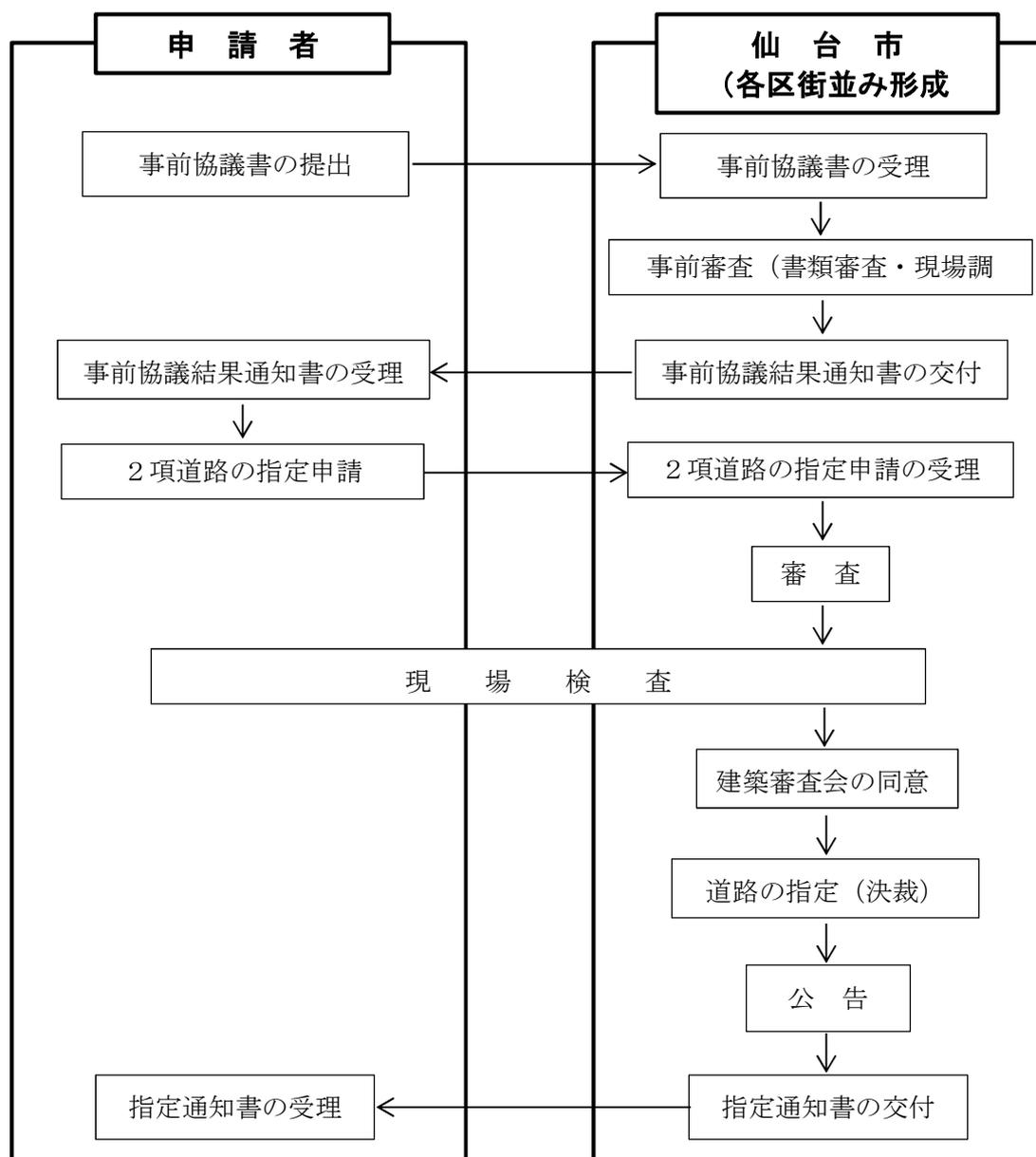
### 1 手続きの流れ

幅員1.8m未満の2項道路の指定の手続きは以下のとおりです。

2項道路の指定を受けるには、基準時に道に沿って建築物が2棟以上立ち並んでいたことに加え、1.8m以上の幅員があったことが条件になります。しかし、建築基準法上の道路間を通り抜ける大部分の範囲が幅員1.8m以上確保されている道で、基準時の立ち並び要件を満たすものの、一部の幅員が1.8m未満となっているものについては、交通上、防火上及び避難上の見地から、将来的に4mの道路が形成されるよう、2項道路として指定を受けることができる場合があります。

一部の幅員が1.8m未満の道について、2項道路の指定を受けようとするときには、仙台市建築基準法施行細則第10条第2項の規定により、市長に申請し、指定を受ける必要があります。

また、指定にあたっては、年に4回開催される仙台市建築審査会の同意が必要になります。



## 2 指定基準

建築基準法上の道路間を通り抜ける大部分の範囲が幅員1.8m以上の道で、基準時の立ち並び要件を満たすものの、一部の幅員が1.8m未満となっているもの。

## 3 関係者との協議

幅員が1.8m未満の部分の有する2項道路の指定にあたっては、建築基準法第3章の規定が適用される際に一般交通の用に供されている道であり、また、この道に対し建築物が最低2棟以上立ち並んでいなければなりません。

幅員が1.8m未満の一般交通の用に供されている道について、道路の指定を受けようとする場合には、指定を受けようとする道路の敷地となる土地及びその土地にある建築物若しくは工作物の権利者全員の承諾が必要になります。

## 4 事前審査

### (1) 事前協議書

幅員の一部が1.8m未満の一般交通の用に供されている道について、2項道路の指定を受けようとする場合は、その指定申請に先立ち「事前協議書」(細則外様式第1号)を提出し、2項道路の指定の可否について、あらかじめ確認してください。

事前協議書の提出は、2項道路の指定が可能か否かを審査し、申請書を受理した後に円滑に事務処理ができるようにするために行うもので、審査の結果は、申請者あてに事前協議結果通知書(細則外様式第2号)にてお知らせいたします。

なお、事前協議結果通知書を交付された後に、関係する法律等の改正や事前協議書の内容に変更が生じた場合は、改めて事前協議書の提出をお願いすることがあります。

### (2) 事前協議書に必要な書類

事前協議書に必要な図書は表3のとおりです。提出部数は1部となります。

表3

添付順序	図面等の名称	明示すべき内容	備考
1	事前協議書	1 様式に必要な事項を記載	・細則外様式第1号
2	委任状	1 委任する者の記名、押印 2 委任する相手方の名称 3 委任する事項	・代理人が手続きを行う場合 ・任意様式
3	附近見取図	1 方位 2 道路及び目標となる地物 3 申請に係る道路の位置(赤色で表示)	
4	地籍図	1 縮尺、方位 2 指定を受けようとする道路の位置(赤	・道路の延長、幅員は少数

		色で表示) 3 延長及び幅員 4 土地の境界、地番及び地目 5 土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名 6 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項	点3位以下切り捨て、2位までを表示してください。(単位：m)
5	公図の写し	1 各筆の所有者、地目及び地籍	
6	建築基準法第3章の規定が適用されるに際現に建築物が立ち並んできたことが確認できるもの	1 土地・建物登記事項証明書又は固定資産家屋台帳による課税証明書(写しを提出する場合、原本確認後返却) 2 住民票、戸籍謄本(写しを提出する場合、原本確認後返却) 3 市街地建築物法(臨時建築制限規制等も含む)による許可又は届出書の写し 4 建築工事の領収書等の写し 5 沿道の土地における建築物の存在を確認できる航空写真、測量図又は古地図等	
7	その他必要な図書	1 市から指示された事項	・市から指示があった場合に提出してください。

## 5 幅員が1.8m未満の2項道路の指定申請

### (1) 幅員が1.8m未満の2項道路の指定申請

指定申請は、道路の形態が確認できる状態で行うこととなります。このため、申請図書と現地の形態が一致していなければなりません。

### (2) 幅員が1.8m未満の2項道路の指定申請に必要な書類

申請に必要な図書は表4のとおりです。

表4

添付順序	図面等の名称	明示すべき内容	備考
1	みなし道路の指定申請書	1 様式に必要事項を記載	・様式第6号 ・正副各1部
2	委任状	1 委任する者の記名、押印 2 委任する相手方の名称	・代理人が手続きを行う場

		3 委任する事項	合 ・任意様式 ・正1部
3	附近見取図	1 明示すべき事項は次のとおり ・方位 ・道路及び目標となる地物 ・申請に係る道路の位置(赤色で表示) 2 標準縮尺 1/2500 程度	・正副各1部
4	地籍図	1 明示すべき事項は次のとおり ・縮尺、方位 ・指定を受けようとする道路の位置(赤色で表示) ・指定を受けようとする道路の延長及び現況幅員 ・後退線の位置及び中心線の位置 ・土地の境界 ・地番及び地目 ・土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名 ・土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項 2 標準縮尺 1/200	・正副各1部
5	公図写し	1 縮尺及び方位(方位は附近見取図と一致させる。) 2 各筆の所有者、地目及び地籍を記入 3 申請に係る道路の位置(赤色で着色表示) 4 転写年月日及び転写者氏名を明示のうえ押印 5 標準縮尺 1/500～600 程度	・正副各1部
6	承諾書	1 細則外様式第3号 2 道路(後退部分を含む)となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の同意	・正副各1部
7	印鑑登録証明書	1 上記承諾書で同意した者の印鑑登録証明書(写しを提出する場合、原本確認後返却)	・正1部

8	登記事項証明書	1 道路の敷地となる土地、この土地にある建物の登記事項証明書(写しを提出する場合、原本確認後返却)	・正1部
9	道路を指定する土地の隣地境界及び官民境界協議書等の写し	1 道路の敷地となる土地の筆界の位置が確認できるもの	・正1部
10	公有地に係る管理者との協議書の写し	1 2項道路の敷地となる土地に公有地が含まれる場合	・正1部
11	その他必要な図書	1 地籍図に表現が困難な特記すべき内容を示した図書 2 所有権の移転登記が完了していない場合にあっては売買契約書の写し及び当該契約の相手方の印鑑登録証明書(写しを提出する場合、原本確認後返却) 3 相続関係を明らかにする場合にあっては、関係者の戸籍謄本(写しを提出する場合、原本確認後返却) 4 印鑑登録証明書と土地登記事項証明書に記載の住所が異なる場合は、住民票その他の権利者を確認できるもの(写しを提出する場合、原本確認後返却) 5 その他	1 正副各1部 2 正1部 3 正1部 4 正1部 5 内容により判断

○留意事項

ア 副本の図書については正本の写しで構いません。

イ 表4中の6の承諾書について -

(ア) 必要性

2項道路の指定を受けた場合、当該道路敷及び後退線までの範囲については、道路としての性格上、建築物や擁壁を築造することができず(建築基準法第44条)、私有地に重大な権利の制限が課せられることとなります。

そこで、幅員が1.8m未満の2項道路の指定申請にあたっては、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾」が必要となります。

(イ) 関係権利者の範囲

承諾を必要とする関係権利者は、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者

及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者です。土地と建築物に関して権利を有する者の範囲は、登記事項証明書の甲区（所有権）及び乙区（所有権以外の権利）の記載されている所有権、地上権、賃借権、抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等の権利を有する者（仮登記権利者を含む）とします。

国税徴収法に基づく滞納処分により、差押えをしている場合、差押債権者は関係権利者に含まれます。

(ウ) 承諾書の様式等

様式は細則外様式第3号をご利用ください。承諾については権利者の記名及び実印の押印が必要です。

また、権利者が、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、その行為に法定代理人、保佐人又は補助人に同意権がある場合は、当該同意権者の同意が必要です。また、成年被後見人については、成年後見人の代理行為によります。法定代理人等は、戸籍謄本又は登記事項証明書により確認します。

(エ) 印鑑登録証明書

真正な権利者の捺印であることを確認するため、印鑑登録証明書を添付してください。

(オ) 各証明書等の有効期限

登記事項証明書、証明書類等は最新の情報のものを添付してください。

登記事項証明書及び印鑑登録証明書については申請日から3か月以内に発行されたものとします。

**(3) 書類及び図面の調製**

(ア) 添付図書はA4版の大きさに統一し、図面等は折り込み、左綴りにしてください。

(イ) 「承諾書」は、道路の敷地となる土地及びその土地にある建築物若しくは工作物のすべての権利者の承諾が必要です。全員の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

(ウ) 権利者の範囲は、「(2) イ (イ) の関係権利者の範囲」に基づき登記事項証明書と公図により判断します。

**(4) 申請手数料**

幅員が1.8m未満の2項道路の指定申請について、手数料はかかりません。

### 第3章 水平距離の指定の手続き

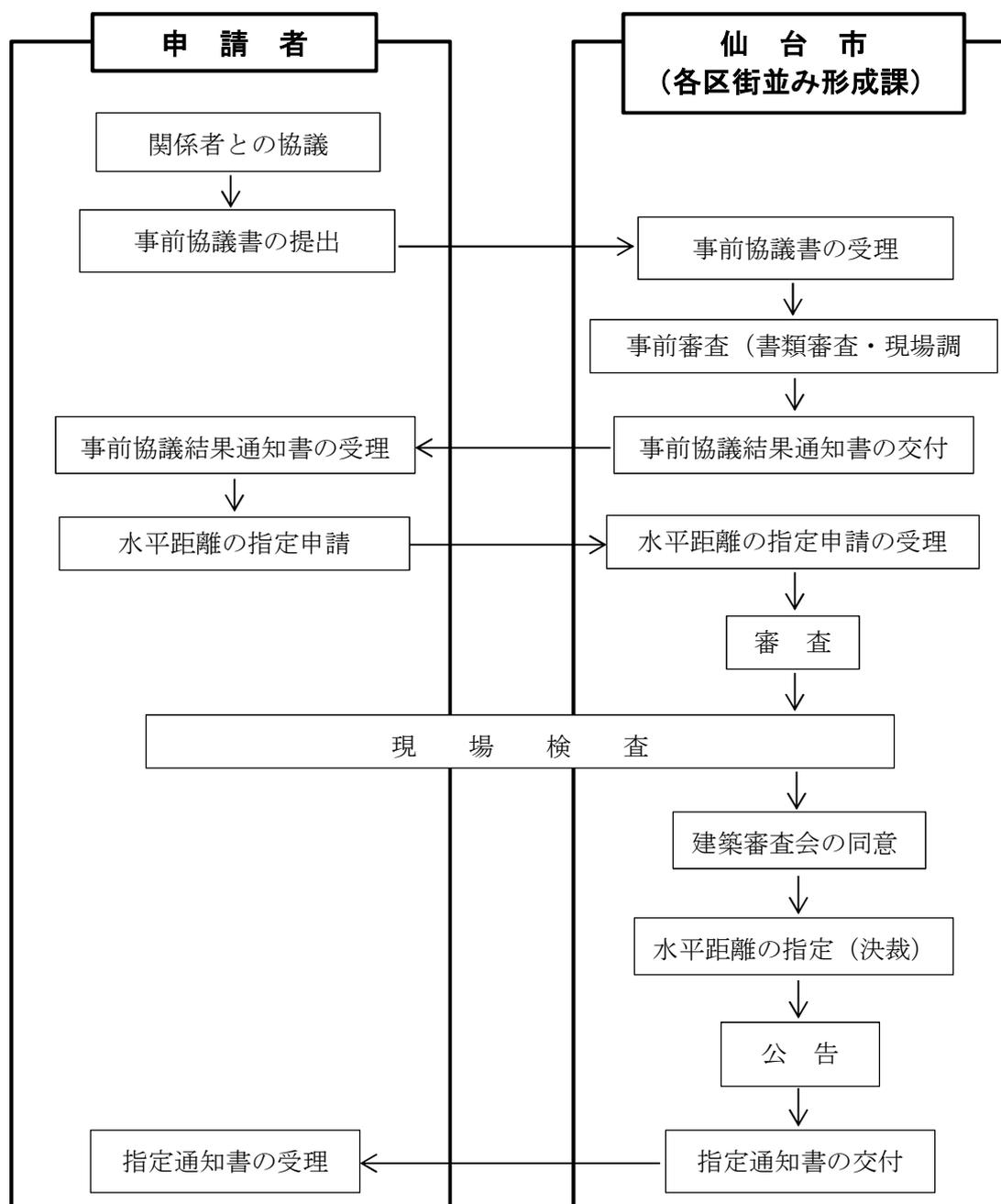
#### 1 手続きの流れ

水平距離の指定の手続きは以下のとおりです。

基準時に道に沿って建築物が2棟以上立ち並んでいた幅員が4.0m未満の一般交通の用に供されている道のうち、がけ地、河川等に沿う道で所要の幅員を確保できない場合、市街地の未整備な農漁村が都市計画区域内に編入された場合等において、法上の道路の幅員に関する基準を緩和するものです。

建築基準法第42条第3項の規定による水平距離の指定を受けようとするときには、仙台市建築基準法施行細則第11条第1項の規定により、市長に申請し、指定を受ける必要があります。

また、指定にあたっては、年に4回開催される仙台市建築審査会の同意が必要となります。



## 2 指定基準

建築基準法第42条第2項に該当する道で、次の基準に該当するもの

- 傾斜地に発達した市街地内の道その他物理的に拡幅が困難であるもの
- 線路敷地、河川、公園その他これらに類するものに沿う道で、安全上、防火上及び支障がないもの
- 街区の整った地区内の補助道路で次の(1)~(3)に該当するもの
  - (1)利用状況が当該道路に接する建築物を主としたものであり、かつ、通常自動車交通に利用されていないもの
  - (2)通り抜けできるもの
  - (3)道路延長が60mを超えないもの

## 3 関係者との協議

水平距離の指定にあたっては、建築基準法第3章の規定が適用される際に一般交通の用に供されている道であり、また、この道に対し建築物が最低2棟以上立ち並んでいなければなりません。また、法で定めている道路の幅員に関する基準を緩和することが適切か否か、市で判断することとなります。

水平距離の指定を受けようとする場合には、道路の敷地となる土地及びその土地にある建築物若しくは工作物の権利者全員の承諾が必要となります。

## 4 事前審査

### (1) 事前協議書

建築基準法第42条第3項の規定に基づく水平距離の指定を受けようとする場合は、その指定申請に先立ち「事前協議書」(細則外様式第1号)提出し、水平距離の指定の可否について、あらかじめ確認してください。

事前協議書の提出は、水平距離の指定が可能か否かを審査し、申請書を受理した後に円滑に事務処理ができるようにするために行うもので、審査の結果は、申請者あてに事前協議結果通知書(細則外様式第2号)にてお知らせいたします。

なお、事前協議結果通知書を交付された後に、関係する法律等の改正や事前協議書の内容に変更が生じた場合は、改めて事前協議書の提出をお願いすることがあります。

### (2) 事前協議書に必要な書類

事前協議書に必要な図書は表5のとおりです。提出部数は1部となります。

表5

添付順序	図面等の名称	明示すべき内容	備考
1	事前協議書	1 様式に必要事項を記載	・細則外様式第1号
2	委任状	1 委任する者の記名、押印 2 委任する相手方の名称	・代理人が手続きを行う場

		3 委任する事項	合 ・任意様式
3	附近見取図	1 方位 2 道路及び目標となる地物 3 申請に係る道路の位置（赤色で表示）	
4	地籍図	1 縮尺、方位 2 指定を受けようとする道路の位置（赤色で表示） 3 延長及び幅員 4 土地の境界、地番及び地目 5 土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名 6 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項	・道路の延長、幅員は少数点3位以下切り捨て、2位までを表示してください。（単位：m）
5	公図の写し	1 各筆の所有者、地目及び地籍	
6	建築基準法第3章の規定が適用されるに際現に建築物が立ち並んできたことが確認できるもの	1 建物登記事項証明書又は固定資産家屋台帳による課税証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却） 2 住民票、戸籍謄本（写しを提出する場合、原本確認後返却） 3 市街地建築物法（臨時建築制限規制等も含む）による許可又は届出書の写し 4 建築工事の領収書等の写し 5 沿道の土地における建築物の存在を確認できる航空写真、測量図又は古地図等	
7	所要の幅員を確保できない理由を示すもの	1 次のいずれかのもの ・傾斜地に発達した市街地内の道その他物理的に拡幅が困難な状況を示す図書 ・線路敷地、河川、公園その他これらに類するものに沿う道で、安全上、防火上及び支障がないことを示す図書 ・街区の整った地区内の補助道路で次の(1)～(3)に該当することを確認できる図書 (1)利用状況が当該道路に接する建築物を主としたものであり、かつ、通	

		常自動車交通に利用されていないもの (2)通り抜けできるもの (3)道路延長が60mを超えないもの	
8	その他必要な図書	1 市から指示があった事項	

## 5 水平距離の指定申請

### (1) 水平距離の指定申請

指定申請は、道路の形態が確認できる段階で行うこととなりますので、申請図書と現地の形態を一致させる必要があります。

### (2) 水平距離の指定申請に必要な書類

申請に必要な図書は表6のとおりです。

表6

添付順序	図面等の名称	明示すべき内容	備考
1	水平距離の指定申請書	1 様式に必要事項を記載	・様式第8号 ・正副各1部
2	委任状	1 委任する者の記名、押印 2 委任する相手方の名称 3 委任する事項	・代理人が手続きを行う場合 ・任意様式 ・正1部
3	附近見取図	1 明示すべき事項は次のとおり ・方位 ・道路及び目標となる地物 ・申請に係る道路の位置(赤色で表示) 2 標準縮尺 1/2500 程度	・正副各1部
4	地籍図	1 明示すべき事項は次のとおり ・縮尺、方位 ・指定を受けようとする道路の位置(赤色で表示) ・延長及び幅員 ・後退線の位置、中心線の位置 ・土地の境界 ・地番及び地目 ・土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名 ・土地内にある建築物、工作物、道路	・正副各1部

		及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項 2 標準縮尺 1/200 程度	
5	公図写し	1 縮尺及び方位（方位は附近見取図と一致させる。） 2 各筆の所有者、地目及び地籍を記入 3 申請に係る道路の位置（赤色で着色表示） 4 転写年月日及び転写者氏名を明示のうえ押印 5 標準縮尺 1/500～600 程度	・ 正副各 1 部
6	承諾書	1 水平距離の指定を受ける土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の同意	・ 第 3 号 ・ 正副各 1 部
7	印鑑登録証明書	1 上記承諾書で同意した者の印鑑登録証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却）	・ 正 1 部
8	登記事項証明書	1 道路の敷地となる土地及びこの土地にある建物の登記事項証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却）	・ 正 1 部
9	道路を指定する土地の隣地境界及び官民境界協議書等の写し	1 道路の敷地となる土地の筆界の位置が確認できるもの	・ 正 1 部
10	公有地に係る使用許可証の写し又は管理者との協議書の写し	1 道路の敷地となる土地に公有地が含まれる場合	・ 正 1 部
11	その他必要な図書	1 地籍図に表現が困難な特記すべき内容を示した図書 2 所有権の移転登記が完了していない場合にあつては売買契約書の写し及び当該契約の相手方の印鑑登録証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却） 3 相続関係を明らかにする場合にあつては、関係者の戸籍謄本（写しを提出する場合、原本確認後返却） 4 印鑑登録証明書と土地登記事項証明	1 正副各 1 部 2 正 1 部 3 正 1 部 4 正 1 部

		書に記載の住所が異なる場合は、住民票その他の権利者を確認できるもの（写し提出をする場合、原本確認後返却） 5 その他	5 内容により判断
--	--	---	-----------

○留意事項

ア 副本の図書については正本の写しで構いません。

イ 表6中の6の承諾書について -

(ア) 必要性

水平距離の指定を受けた場合、当該道路敷については、道路としての性格上、建築物等を築造することができず（建築基準法第44条）、私有地に重大な権利の制限が課せられることとなります。

そこで、水平距離の指定申請にあたっては、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾」が必要となります。

(イ) 関係権利者の範囲

承諾を必要とする関係権利者は、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者です。土地と建築物に関して権利を有する者の範囲は、登記事項証明書の甲区（所有権）及び乙区（所有権以外の権利）に記載されている所有権、地上権、賃借権、抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等の権利を有する者（仮登記権利者を含む）とします。

国税徴収法に基づく滞納処分により、差押えをしている場合、差押債権者は関係権利者に含まれます。

(ウ) 承諾書の様式等

様式は細則外様式第3号によります。承諾については権利者の記名及び実印の押印が必要です。

また、権利者が、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、その行為に法定代理人、保佐人又は補助人に同意権がある場合は、当該同意権者の同意が必要です。また、成年被後見人については、成年被後見人の代理行為によります。法定代理人等は、戸籍謄本又は登記事項証明書により確認します。

(エ) 印鑑登録証明書

真正な権利者の捺印であることを確認するため、印鑑登録証明書を添付してください。

(オ) 各証明書等の有効期限

登記事項証明書、証明書類等は最新の情報のものを添付してください。

登記事項証明書及び印鑑登録証明書については申請日から3か月以内に発行されたものとしします。

### **(3) 書類及び図面の調製**

- (ア) 添付図書は A4 版の大きさに統一し、図面等は折り込み、左綴にしてください。
- (イ) 「承諾書」は、道路の敷地となる土地及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物のすべての権利者の承諾が必要です。全員の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。
- (ウ) 権利者の範囲は、「(2) イ (イ) の関係権利者の範囲」に基づき登記事項証明書と公図により判断します。

### **(4) 申請手数料**

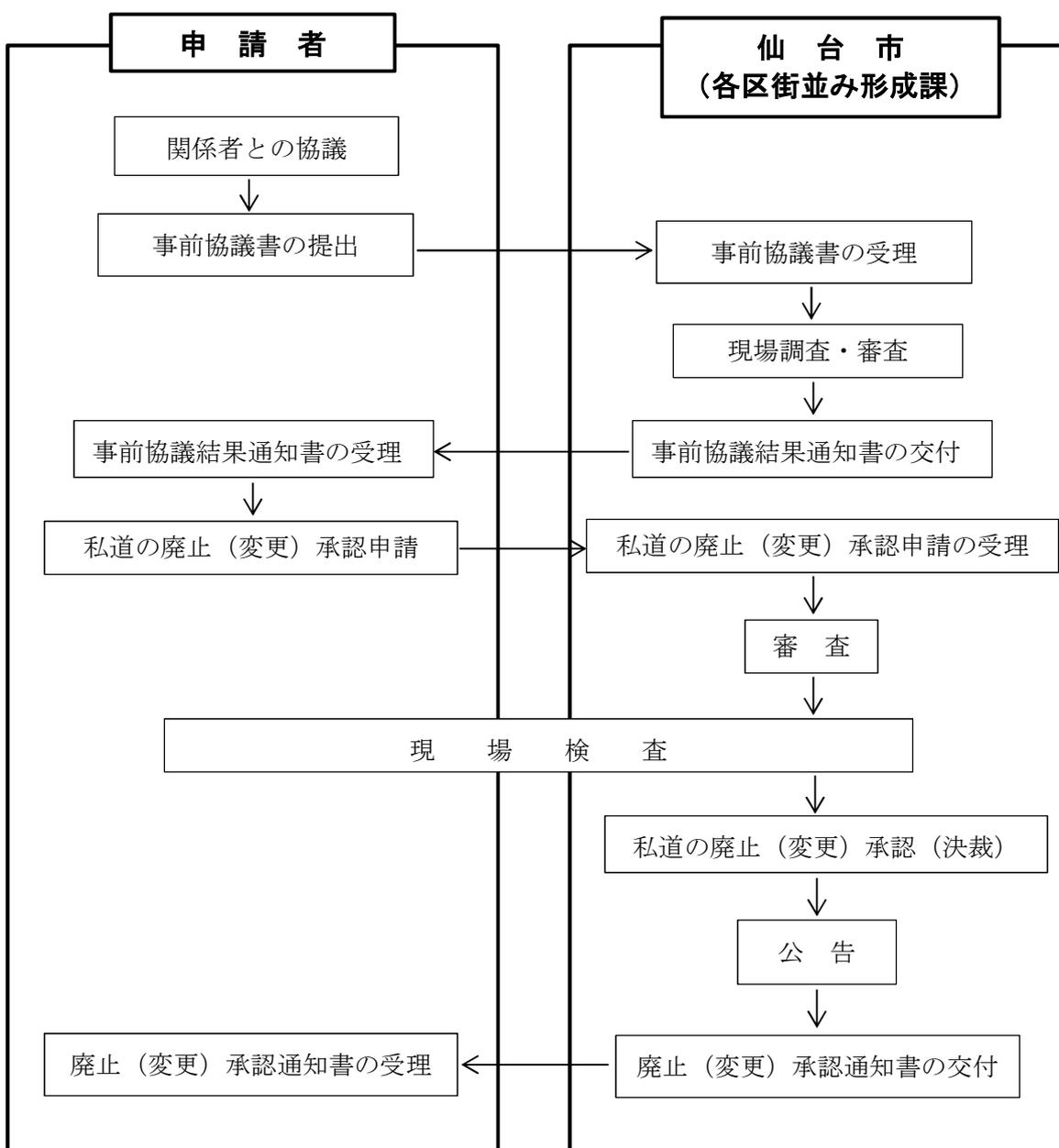
水平距離の指定申請について、手数料はかかりません。

## 第4章 私道の廃止及び変更の手続き

### 1 手続きの流れ

私道の廃止や変更によって、この私道に接している敷地が、建築基準法第43条に抵触することとなる場合、建築基準法第45条の規定により、私道の廃止や変更が制限されることになります。このため、私道の廃止や変更にあたっては、建築基準法で規定されている道路に接しない敷地が、あらたに発生しないよう計画する必要があります。

なお、私道の廃止や変更の手続きは以下のとおりです。



## 2 廃止とは

私人が維持管理する道路について、建築基準法第42条に規定する道路としての指定を撤回することをいいます。

## 3 変更とは

私人が維持管理する道路の一部廃止、又は新たな道路の指定と既存道路の一部廃止の組合せなどのことをいいます。

## 4 関係者との協議

私道の廃止や変更にあたっては、指定時の手続きを準用することとなります。特に道路の延長や隅切りの付加に伴うL形側溝の切り下げ工事や、排水施設の移設・接続工事等が必要な場合は、管理者との調整が必要です。調整が不十分なために道路の基準を満たさない場合、廃止や変更ができなくなりますので、十分留意してください。

なお、変更に伴い、あらたに仙台市の管理する道路に取り付くこととなる場合においては、事前に各区役所道路課、各総合支所建設課又は道路課に相談してください。

道路の隅切りの付加等に伴う電柱等の移設についても、時間がかかることがありますので、早めに道路管理者と調整を行ってください。

また、私道の廃止（変更）の承認にあたっては、承認を受けようとする道路部分の敷地となる土地及びその土地にある建築物若しくは工作物の権利者全員の承諾が必要となります。

## 5 事前審査

### (1) 事前協議書

建築基準法第42条に規定されている道路の廃止や変更をしようとする場合は、その申請に先立ち「事前協議書」（細則外様式第1号）を提出し、私道の廃止や変更の可否について、あらかじめ確認してください。

事前協議書の提出は、道路の廃止や変更により、これまでこの道路に接していた敷地が建築基準法第43条に抵触することとならないか審査を行うもので、審査の結果は、申請者あてに事前協議結果通知書にてお知らせいたします。

なお、事前協議結果通知書を交付された後に、関係する法律等の改正や事前協議書の内容に変更が生じた場合は、改めて事前協議書の提出をお願いすることがあります。

### (2) 事前協議書に必要な書類

事前協議書に必要な図書は表7のとおりです。提出部数は1部となります。

表7

添付順序	図面等の名称	明示すべき内容	備考
1	事前協議書	1様式に必要な事項を記載	・細則外様式第1号

2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 委任する者の記名、押印</li> <li>2 委任する相手方の名称</li> <li>3 委任する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人が手続きを行う場合</li> <li>・任意様式</li> </ul>
3	附近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 方位</li> <li>2 道路及び目標となる地物</li> <li>3 申請に係る道路の位置（廃止は青色・変更は赤色で表示）</li> </ul>	
4	地籍図	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 縮尺、方位</li> <li>2 廃止（変更）承認を受けようとする道路の位置（廃止は青色・変更は赤色で表示）</li> <li>3 廃止（変更）承認を受けようとする道路の延長及び幅員</li> <li>4 土地の境界、地番及び地目</li> <li>5 土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名</li> <li>6 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の延長、幅員は少数点3位以下切り捨て、2位までを表示してください。（単位：m）</li> </ul>
5	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各筆の所有者、地目及び地籍</li> </ul>	
6	建築基準法第3章の規定が適用されるに際現に建築物が立ち並んできたことが確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建物登記事項証明書又は固定資産家屋台帳による課税証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却）</li> <li>2 住民票、戸籍謄本（写しを提出する場合、原本確認後返却）</li> <li>3 市街地建築物法（臨時建築制限規制等も含む）による許可又は届出書の写し</li> <li>4 建築工事の領収書等の写し</li> <li>5 沿道の土地における建築物の存在を確認できる航空写真、測量図又は古地図等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2項道路又は水平距離の変更の場合に提出してください。</li> </ul>
7	所要の幅員を確保できない理由を示すもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 物理的に拡幅が困難な状況を示す図面等</li> <li>2 線路敷地、河川、公園その他これらに類するものに沿う道で、安全上、防火上及び支障がないことを示すもの</li> <li>3 街区の整った地区内の補助道路で次の(1)～(3)に該当することを確認でき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水平距離の変更の場合に提出してください。</li> </ul>

		る図書 (1)利用状況が当該道路に接する建築物を主としたものであり、かつ、通常自動車交通に利用されていないもの (2)通り抜けできるもの (3)道路延長が60mを超えないもの	
8	その他必要な図書	1 市から指示があった事項	

## 6 私道の廃止（変更）申請

### (1) 私道の廃止（変更）申請

廃止の申請は、私道の廃止に伴う整地等が終了した段階で行うこととなりますが、現場検査の時には、廃止する道路の位置が確認できるよう杭やマーキング等で現地に表示してください。また、変更の申請は道路の整備が終了した段階で行うこととなります。

このため、宅地造成等規制法の許可、あるいは法に基づく工作物（擁壁）の確認が必要な場合は、本申請までに全ての工事を完了させることが必要です。また、私道や私設排水施設への接続については、所有者の同意を事前に得ておくなど、トラブル防止に努めてください。

### (2) 私道の廃止（変更）承認申請に必要な書類

申請に必要な図書は表8のとおりです。

表8

添付順序	図面等の名称	明示すべき内容	備考
1	私道の廃止（変更）承認申請書  又は  水平距離の廃止（変更）承認申請書	1 該当の様式に必要事項を記載  ※水平距離以外の道路は、私道の廃止（変更）承認申請書を使用してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>私道の廃止（変更）承認申請書（様式第3号）</li> <li>水平距離の廃止（変更）承認申請書（様式第9号）</li> <li>正副各1部</li> </ul>
2	委任状	1 委任する者の記名、押印 2 委任する相手方の名称 3 委任する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人が手続きを行う場合</li> <li>任意様式</li> <li>正1部</li> </ul>
3	附近見取図	1 明示すべき事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>道路及び目標となる地物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正副各1部</li> </ul>

		<p>2 標準縮尺は 1/2500 程度とする。</p> <p>3 廃止（変更）承認を受けようとする道路の位置（廃止は青色・変更は赤色で表示）</p>	
4	地籍図	<p>1 明示すべき事項は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺、方位</li> <li>・廃止（変更）承認を受けようとする道路の位置（廃止は青色・変更は赤色で着色表示）</li> <li>・延長及び幅員</li> <li>・土地の境界</li> <li>・地番及び地目</li> <li>・土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名</li> <li>・土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項</li> </ul> <p>2 標準縮尺は 1/200 程度とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副各 1 部</li> </ul>
5	公図写し	<p>1 縮尺及び方位（方位は附近見取図と一致させる。）</p> <p>2 各筆の所有者、地目及び地籍を記入</p> <p>3 申請に係る道路の位置（廃止は青色・変更は赤色で着色表示）</p> <p>4 転写年月日及び転写者氏名を明示のうえ押印</p> <p>5 標準縮尺 1/500～600 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副各 1 部</li> </ul>
6	承諾書	<p>1 廃止（変更）承認に係る道路部分の土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の同意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細則外様式第 3 号</li> <li>・正副各 1 部</li> </ul>
7	印鑑登録証明書	<p>1 上記承諾書で同意した者の印鑑登録証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正 1 部</li> </ul>
8	登記事項証明書	<p>1 廃止（変更）承認を受けようとする道路部分の土地及びこの土地にある建物の登記事項証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正 1 部</li> </ul>
9	道路を廃止（変更）する土地の隣地境	<p>1 廃止（変更）承認を受けようとする道路部分の土地の筆界の位置が確認で</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正 1 部</li> </ul>

	界及び官民境界協議書等の写し	きるもの	
10	公有地に係る使用許可証の写し又は管理者との協議書の写し	1 廃止（変更）承認を受けようとする道路部分の土地に公有地が含まれる場合	・ 正 1 部
11	その他必要な図書	1 地籍図に表現が困難な特記すべき内容を示した図書 2 所有権の移転登記が完了していない場合にあっては売買契約書の写し及び当該契約の相手方の印鑑登録証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却） 3 相続関係を明らかにする場合にあっては、関係者の戸籍謄本（写しを提出する場合、原本確認後返却） 4 印鑑登録証明書と登記事項証明書に記載の住所が異なる場合は、住民票その他の権利者を確認できるもの（写しを提出する場合、原本確認後返却） 5 その他	1 正副各 1 部 2 正 1 部 3 正 1 部 4 正 1 部 5 内容により判断

○留意事項

ア 副本の図書については正本の写しで構いません。

イ 表 8 中の 6 の承諾書について -

(ア) 必要性

道路の廃止（変更）の承認を受けた場合、新たに道路敷となる部分については、道路としての性格上、建築物等を築造することができず（建築基準法第 4 4 条）、私有地に重大な権利の制限が課せられることとなります。また、道路としての指定を撤回する部分については、権利の制限が解除されることとなります。

そこで、道路の廃止（変更）承認申請にあたっては、「廃止（変更）承認を受けようとする道路部分の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾」が必要となります。

(イ) 関係権利者の範囲

それぞれの道路の指定時の取扱いを準用しますが、承諾を必要とする関係権利者は、廃止（変更）承認を受けようとする道路部分の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者です。土地と建築物に関して権利を有する者の範囲は、登記事項証明書の甲区（所有権）及び乙区（所有権以外の権利）の記載されている所有権、地上権、賃借権、抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等の権利を有する者（仮登記権利者を含む）とします。

国税徴収法に基づく滞納処分により、差押えをしている場合、差押債権者は関係権利者に含まれます。

(ウ) 承諾書の様式等

様式は細則外様式第3号によります。承諾については権利者の記名及び実印の押印が必要です。

また、権利者が、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、その行為に法定代理人、保佐人又は補助人に同意権がある場合は、当該同意権者の同意が必要です。また、成年被後見人については、成年後見人の代理行為によります。法定代理人等は、戸籍謄本又は登記事項証明書により確認します。

(エ) 印鑑登録証明書

真正な権利者の捺印であることを確認するため、印鑑登録証明書を添付してください。

(オ) 各証明書等の有効期限

登記事項証明書、証明書類等は最新の情報のものを添付してください。

登記事項証明書及び印鑑登録証明書については申請日から3か月以内に発行されたものとしします。

**(3) 書類及び図面の調製**

(ア) 添付図書はA4版の大きさに統一し、図面等は折り込み、左綴りにしてください。

(イ) 「承諾書」は、廃止（変更）承認を受けようとする道路部分の敷地となる土地及びこれらの土地にある建築物若しくは工作物のすべての権利者の承諾が必要です。全員の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

(ウ) 権利者の範囲は、「(2) イ (イ) の関係権利者の範囲」に基づき土地登記事項証明書（写しは不可）と公図により判断します。

**(4) 申請手数料**

私道の廃止（変更）承認申請に係る手数料は、申請に係る道路が建築基準法第42条第1項第5号に規定するもの場合、仙台市建築基準法の施行に関する条例第11条第1項第3項に規定する金額になります。（P.81 参照）

## 7 私道の廃止承認の特例

### (1) 私道の廃止承認の特例

次に掲げる事業又は行為の施行区域内に私道が存在する場合、当該事業者又は施行者が、工事の着手前に当該私道の廃止について市長と協議が成立した場合は、私道の廃止承認があったものとして取り扱うことができます。

- (ア) 道路法第 18 条第 1 項の規定により区域が決定された道路に関する事業
- (イ) 都市計画法第 29 条第 1 項の許可を受けた開発行為
- (ウ) 都市計画法による都市計画事業
- (エ) 土地区画整理法による土地区画整理事業
- (オ) 都市再開発法による市街地再開発事業

### (2) 私道の廃止協議に必要な書類

私道の廃止協議に必要な図書は表 9 のとおりです。

表 9

添付順序	図面等の名称	明示すべき内容	備考
1	私道の廃止協議書	1 様式に必要事項を記載	・様式第 5 号 ・正副各 1 部
2	委任状	1 委任する者の記名、押印 2 委任する相手方の名称 3 委任する事項	・代理人が手続きを行う場合 ・任意様式 ・正 1 部
3	附近見取図	1 明示すべき事項は次のとおり ・方位 ・道路及び目標となる地物 2 標準縮尺は 1/2500 程度とする。 3 廃止協議に係る道路の位置 (青色で表示)	・正副各 1 部
4	地籍図	1 明示すべき事項は次のとおり ・縮尺、方位 ・廃止の協議をする道路の位置 ・廃止の協議をする道路の延長及び幅員 ・土地の境界 ・地番及び地目 ・土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名 ・土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項	・正副各 1 部

		2 標準縮尺は 1/200 程度とする	
5	公図写し	1 各筆の所有者、地目及び地籍を記入 2 転写年月日及び転写者氏名を明示し押印 3 標準縮尺は 1/500～600 程度とする。	・ 正副各 1 部
6	登記事項証明書	廃止協議をする道路部分の敷地である土地の登記事項証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却）	・ 正 1 部
7	道路を廃止する土地の隣地境界及び官民境界協議書等の写し	1 道路を廃止する土地の筆界の位置が確認できるもの	・ 正 1 部
8	その他必要な図書	1 地籍図に表現が困難な特記すべき内容を示した図書 2 所有権の移転登記が完了していない場合にあって売買契約書の写し及び当該契約の相手方の印鑑登録証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却） 3 相続関係を明らかにする場合にあっては、関係者の戸籍謄本（写しを提出する場合、原本確認後返却） 4 印鑑登録証明書と登記事項証明書に記載の住所が異なる場合は、住民票その他の権利者を確認できるもの（写しを提出する場合、原本確認後返却） 5 事業又は行為が許認可されたことを証明するもの 6 その他	1 正副各 1 部 2 正 1 部 3 正 1 部 4 正 1 部 5 正 1 部 6 内容により判断

○留意事項

ア 副本の図書については正本の写しで構いません。

(ア) 各証明書等の有効期限

登記事項証明書、証明書類等は最新のを添付してください。

登記事項証明書及び印鑑登録証明書については、協議開始の日から 3 か月以内に発行されたものとしします。

**(3) 書類及び図面の調製**

(ア) 添付図書は A4 版の大きさに統一し、図面等は折り込み、左綴りにしてください。

## 第5章 道路の位置の指定の技術基準

### 1 取付道路

#### (1) 取付道路との接続について

指定される道路は、両端が建築基準法上の道路（この章において、「取付道路」いう。）に接続しなければなりません。ただし、「3 袋路状道路」の基準に適合する場合には、一端のみが取付道路に接続する袋路状道路とすることができます。

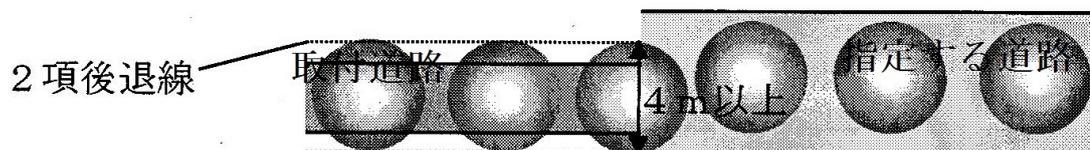
#### (2) 取付道路との接続形態について

(ア) 指定される道路と取付道路との接する部分（隅切りの部分を除く。）の幅員は、4 m以上を確保しなければなりません。

< 取付道路が法第42条第1項の規定に基づく道路の場合 >



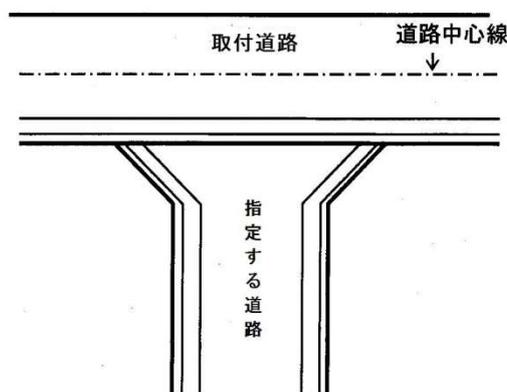
< 取付道路が法第42条第2項の規定に基づく道路の場合 >



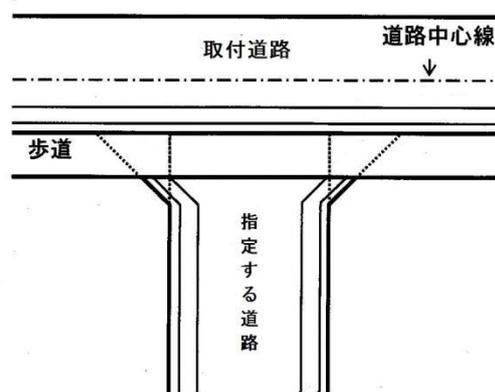
(イ) 取付道路の中心線から指定道路側の部分（図を参照）においては、通行の妨げになるものは設けないでください。

なお、取付道路の歩道内に通行の障害となる段差や柵、街路灯などがある場合、道路管理者と協議してください。

< 取付道路に歩道がない場合 >



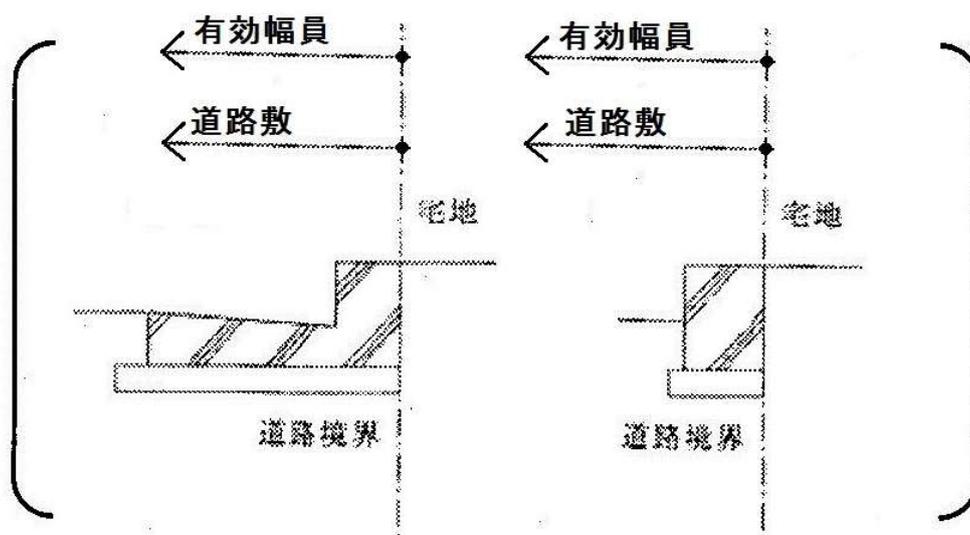
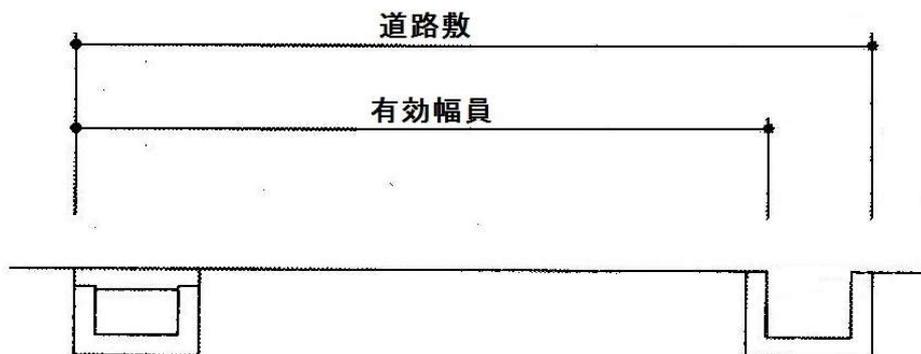
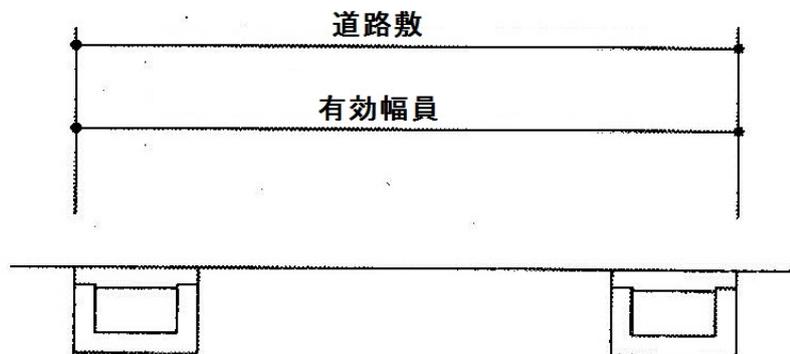
< 取付道路に歩道がある場合 >



## 2 幅員及び延長

### (1) 指定する道路の幅員について

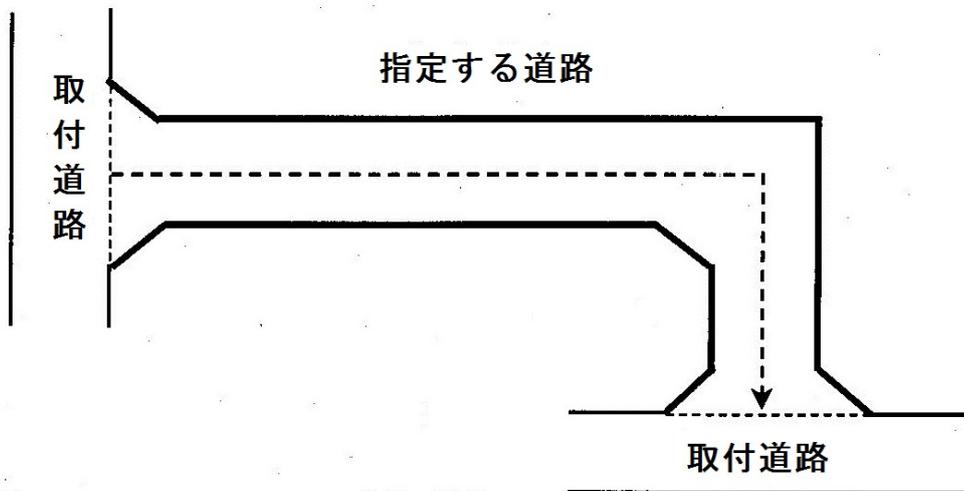
(ア) 建築基準法第42条では「道路とは幅員4m以上のものをいう」と規定されていますので、幅員は、4.0m以上とし、通行上支障が無い側溝を含むものとします。



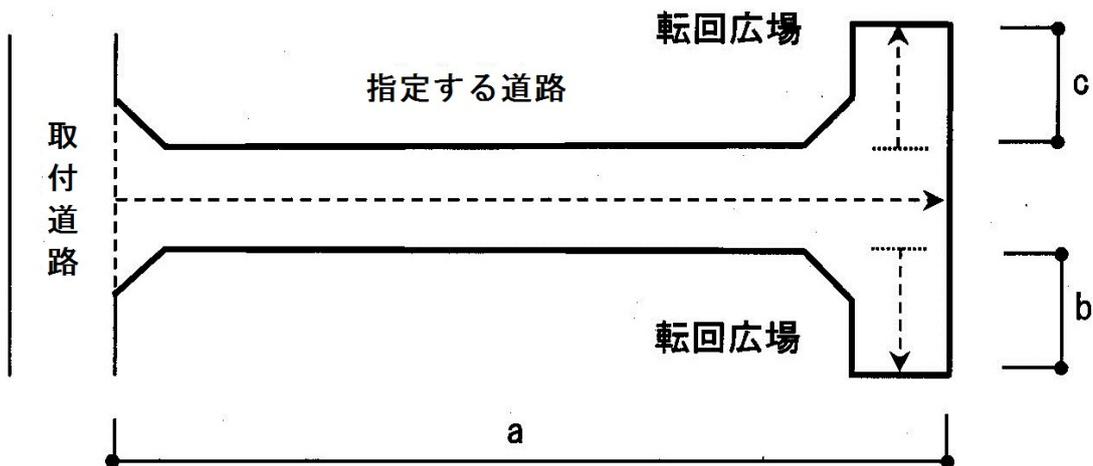
(2) 指定する道路の延長について

指定する道路の延長の測り方は、次のとおりとします。

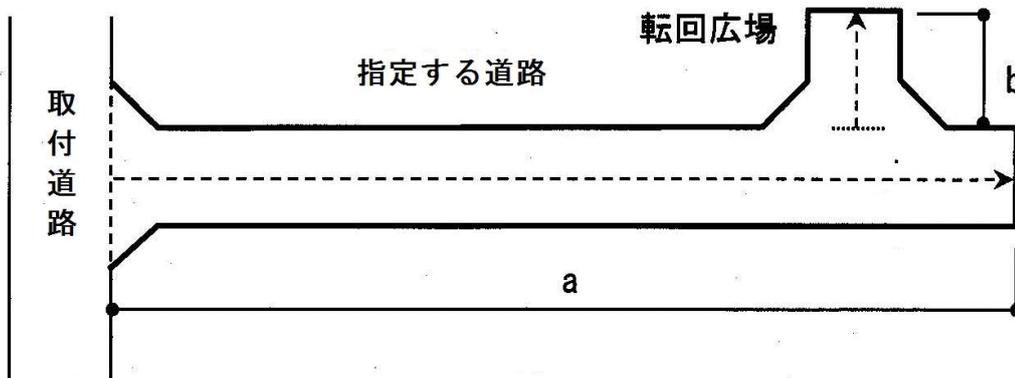
(ア) 指定する道路が同じ幅員で通り抜けている場合 ※指定延長 $L$  = 道路中心線の延長



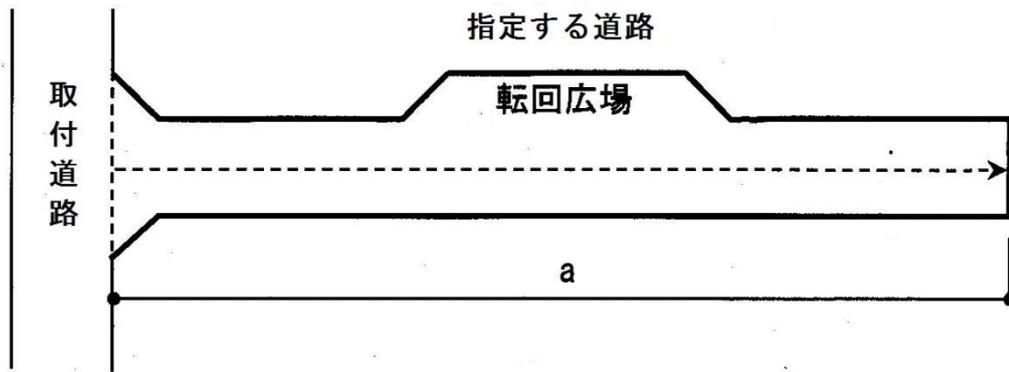
(イ) 指定する道路がT型の場合 ※指定延長 $L = a + b + c$



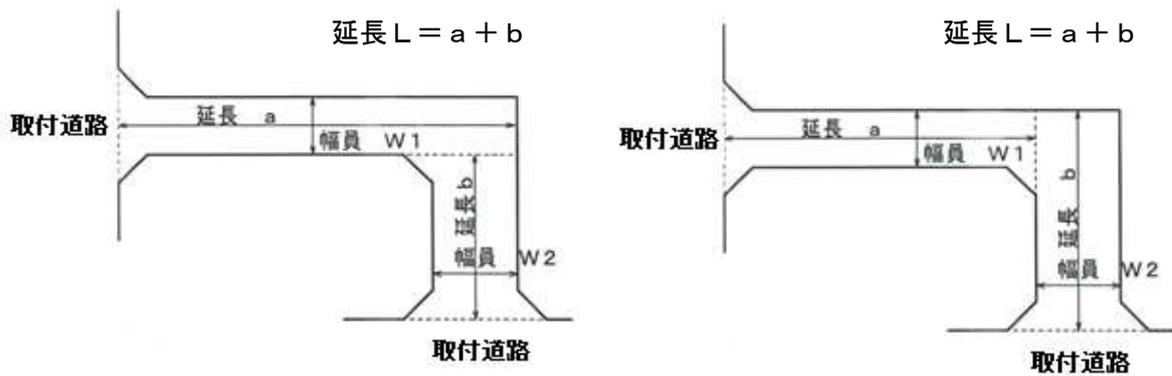
(ウ) 指定する道路がL型の場合 ※指定延長 $L = a + b$



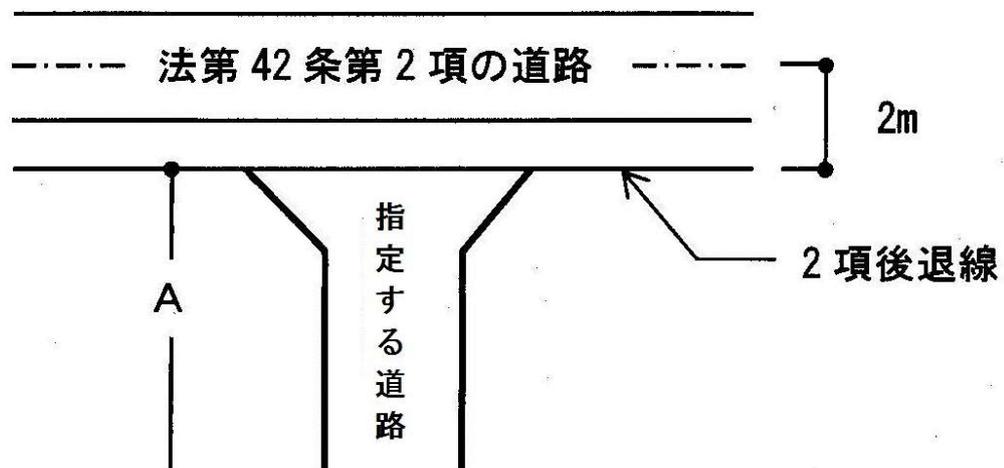
(エ) 指定する道路が凸型の場合 ※指定延長L = 道路中心線の延長



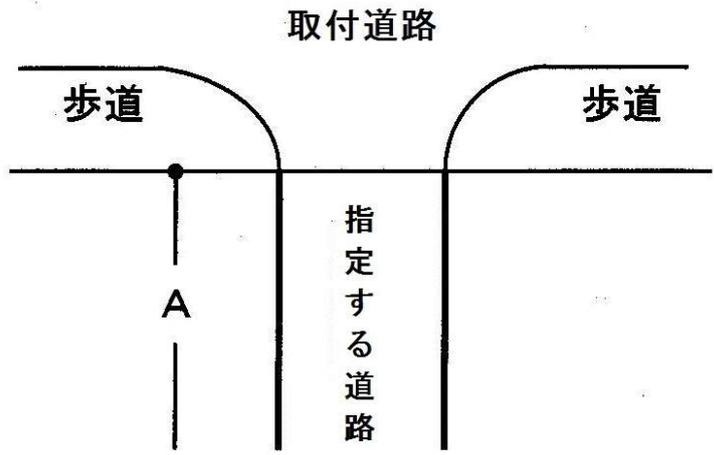
(カ) 指定する道路の幅員が複数ある場合  
道路を幅員ごとに区分し、幅員ごとに延長を測り合計する。  
なお、道路の分割方法は下記のいずれでもよい。



(キ) 取付道路が法第42条第2項の場合 ※指定延長L = A

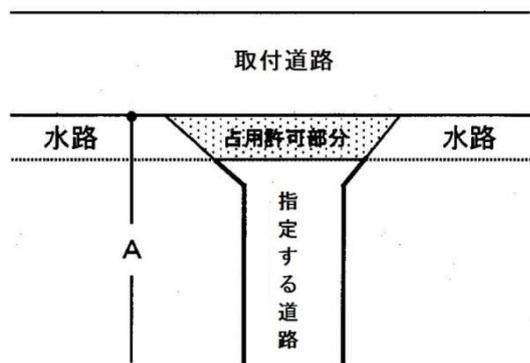


(カ) 取付道路に歩道がある場合 ※指定延長  $L = A$



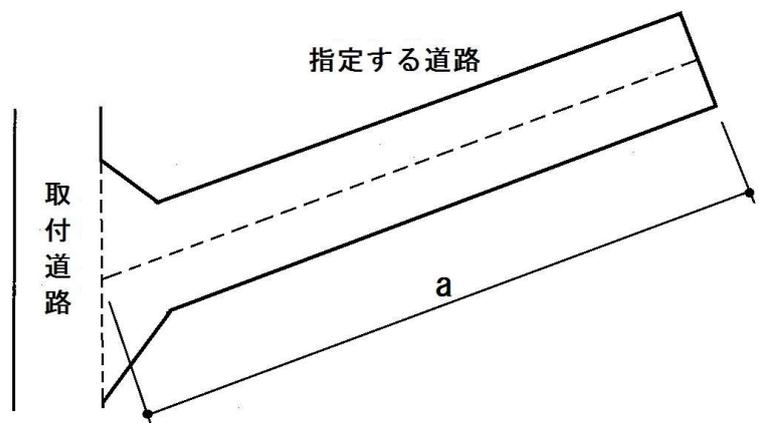
(キ) 取付道路との間に水路がある場合 ※指定延長  $L = A$

取付道路と接続しなければならないため、水路は指定する道路とし、指定延長に含まれます。



(注) 水路部分については、管理者（各区公園課等）との協議（占用許可等）が必要です。

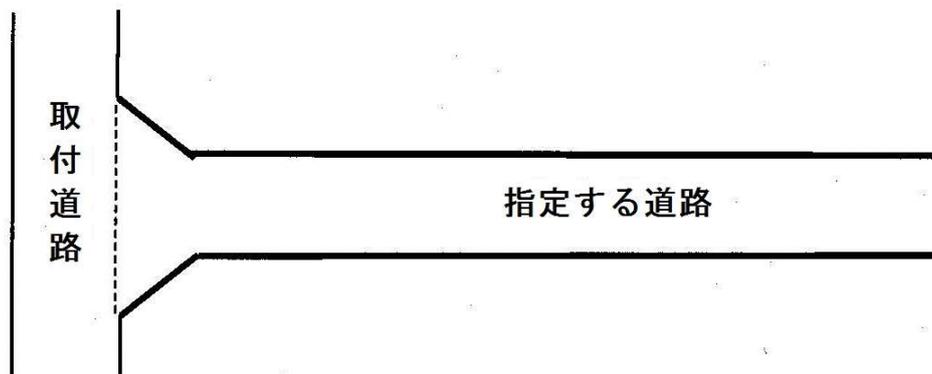
(ク) 取付道路に斜めに接続する場合



### 3 袋路状道路

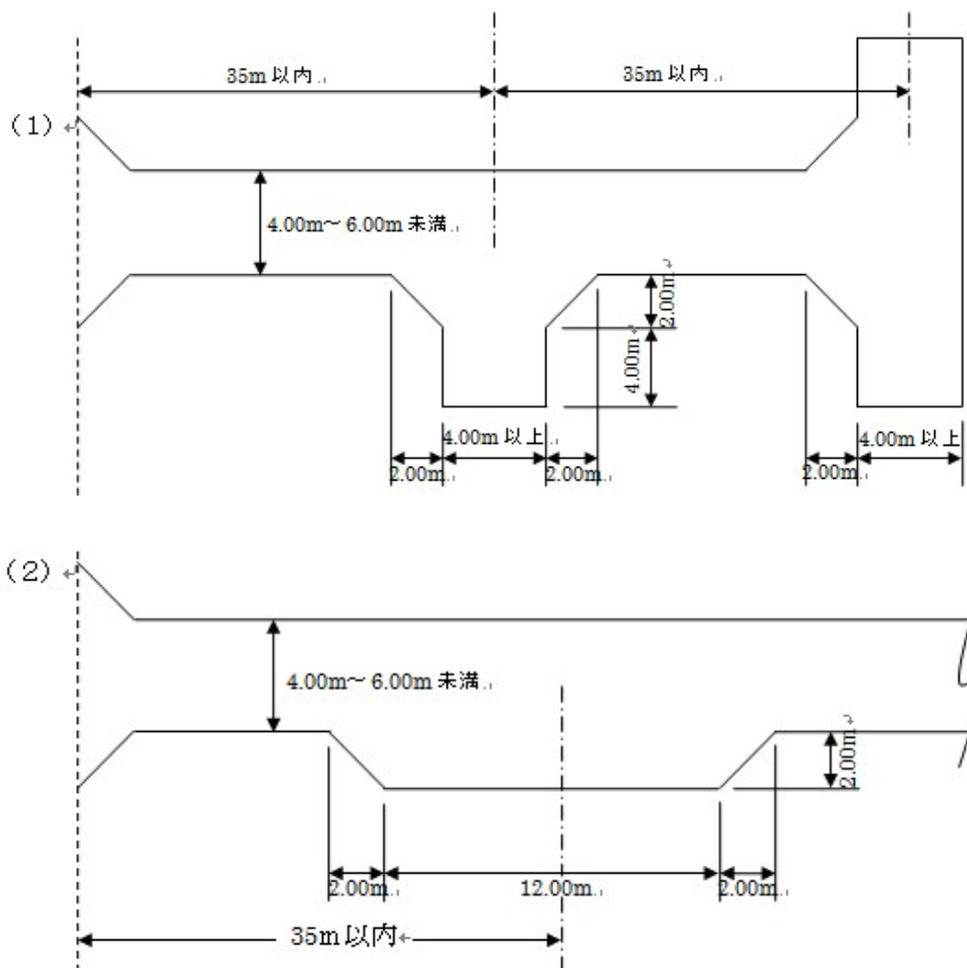
(1) 袋路状道路とは

袋路状道路とは、指定する道路の一端のみが取付道路に接続したものをいいます。



(2) 転回広場の設置について

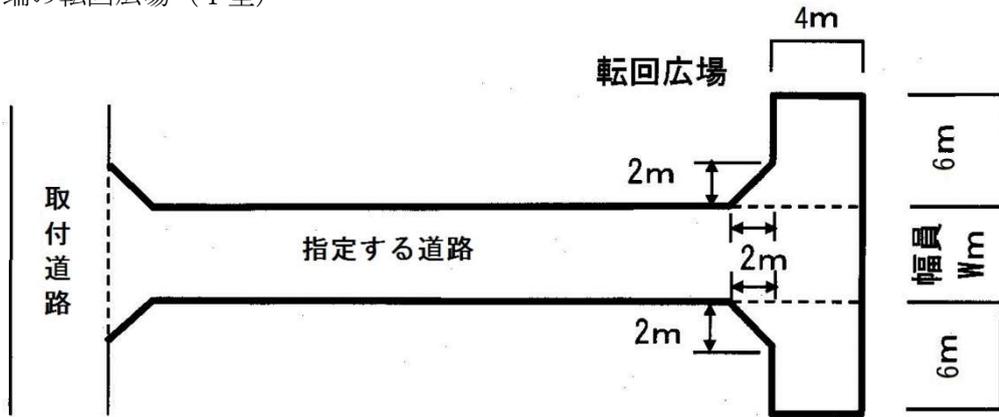
指定する道路の幅員が6m未満の袋路状道路で延長が35mを超える場合には、終端部分及び35m以内ごとに転回広場の設置が必要です。35mを計測するポイントは、取付道路に接続する位置と転回広場の中心位置となります。道路の延長を計測するポイントと異なるので注意が必要です。





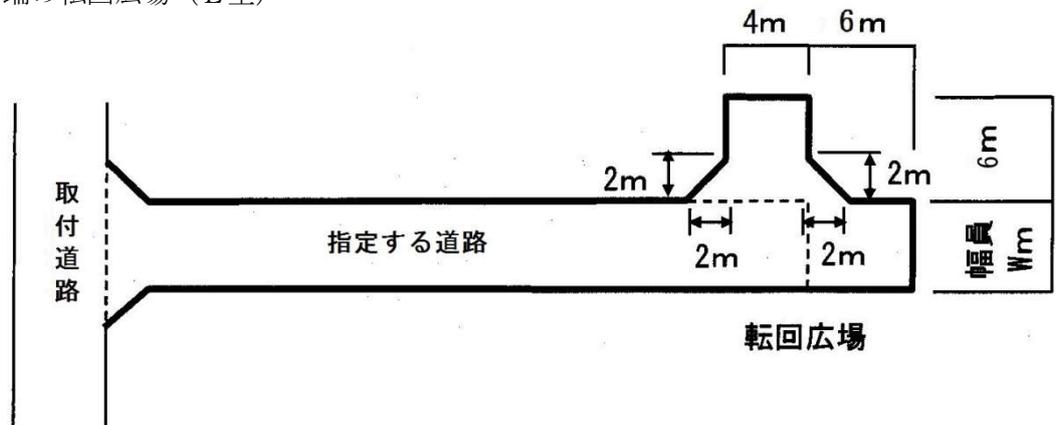
(3) 転回広場の形態について

(ア) 終端の転回広場 (T型)



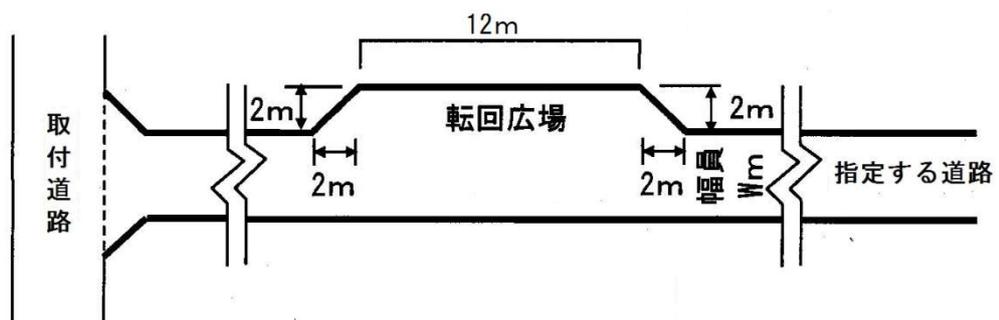
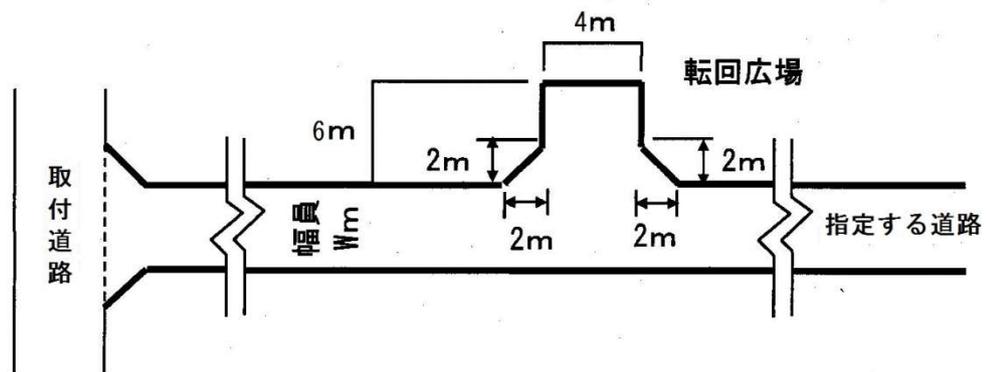
※ 道路幅員の W は 4~6m です。

(イ) 終端の転回広場 (L型)



※ 道路幅員の W は 4~6m です。

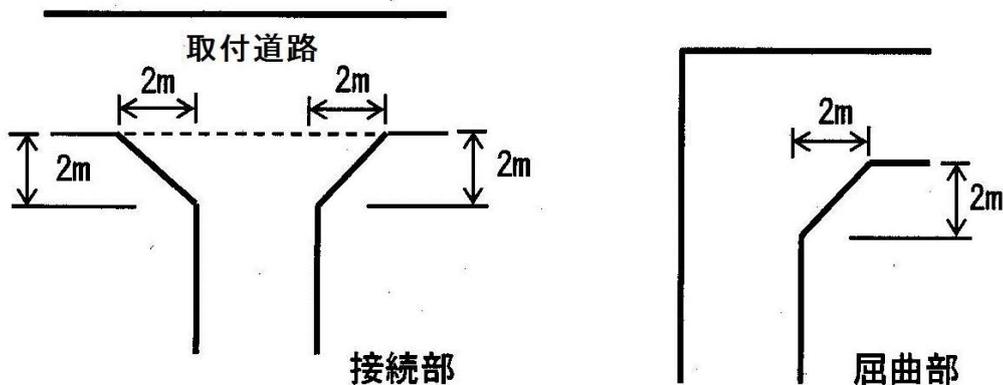
(ウ) 袋路状道路の区間内の転回広場



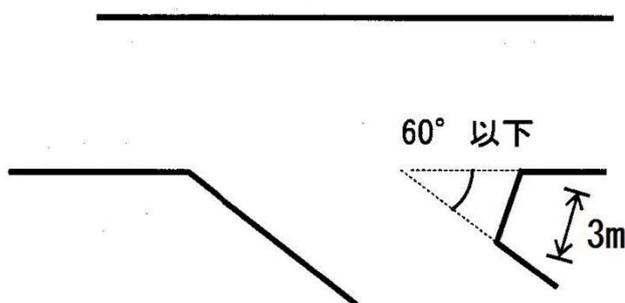
#### 4 隅切り

##### (1) 隅切りの形態

道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所においては、一辺の長さ 2 m 以上の二等辺三角形の隅切りを道路の一部として設けなければなりません。

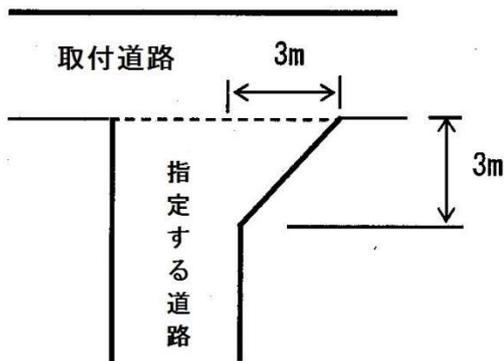


なお、交差、接続、屈曲する箇所における内角が 60 度以下の場合は、二等辺三角形の底辺を 3 m 以上とする隅切りを設けなければなりません。

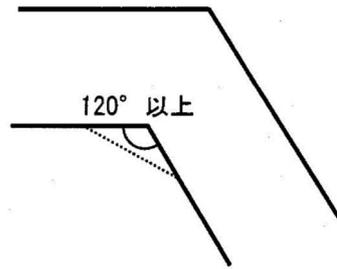


ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

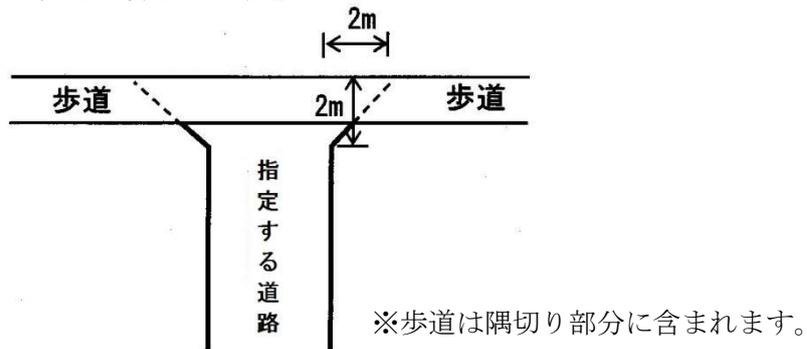
- (ア) 接続部分において、一辺の長さ 2 m 以上とあるものを 3 m 以上と読み替えて片側のみ
- に隅切りを設けた場合



(イ) 交差、接続、屈曲する箇所における内角が120度以上の部分

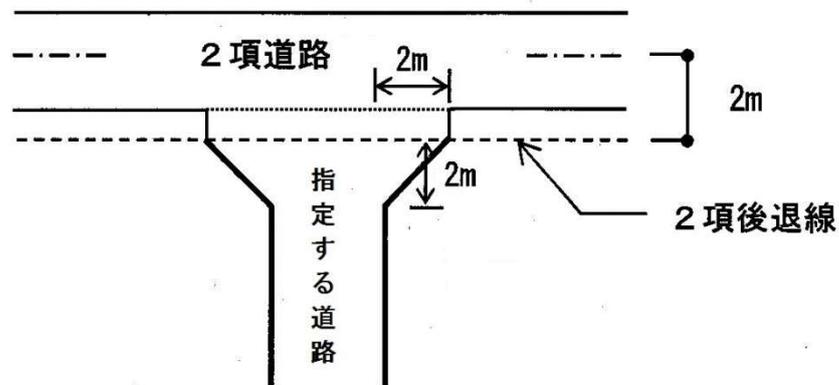


(ウ) 隅切りに歩道が含まれる場合

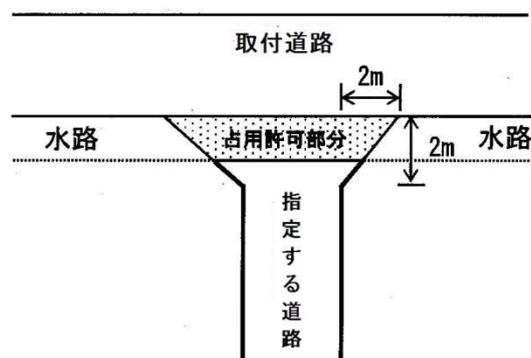


(2) 取付道路が2項道路の場合等における隅切りの形態

(ア) 取付道路が法第42条第2項の規定に基づく道路の場合には、道路後退線から隅切りを設置します。



(イ) 取付道路と指定する道路の間に水路がある場合には、取付道路の境界から隅切りを設置します。



## 5 道路の構造

指定する道路の構造は次のとおりとします。

- (ア) 道路面は、砂利敷その他ぬかるみとならない構造とすること。
- (イ) 縦断勾配は、12%以下とするが、避難及び通行の安全上支障が無い場合はこの限りでない。なお、12%を超える場合はセメントコンクリート舗装のすべり止め工法又はすべり止め効果があるアスファルト・コンクリート舗装とするなど十分なすべり止めの対策をすること。
- (ウ) 横断勾配は、通行に支障が無い勾配とし、道路及びこの道路に接する敷地の排水を考慮すること。
- (エ) 側溝・街渠は、道路及びこの道路に接する敷地の排水を満足するよう設置すること。
- (オ) 取付道路との取付け部分（隅切り前面を含む）にある排水施設、縁石については通行に支障ないように、切り下げること。なお、取付道路が公道の場合は、道路管理者（仙台市道の場合は各区役所道路課、各総合支所道路課又は建設課）との協議を行うこと。

## 6 その他

- (ア) 起終点や屈折箇所などを明示するために主要な箇所には、コンクリート、石等の側溝、縁石又は表示杭を設置すること。
- (イ) 道路の位置の指定を受けた者は、その道路について、常に適正な状態を保つよう維持管理を行うこと。
- (ウ) 上記の道路の権利を移転する場合には、移転を受ける者に維持管理について継承すること。

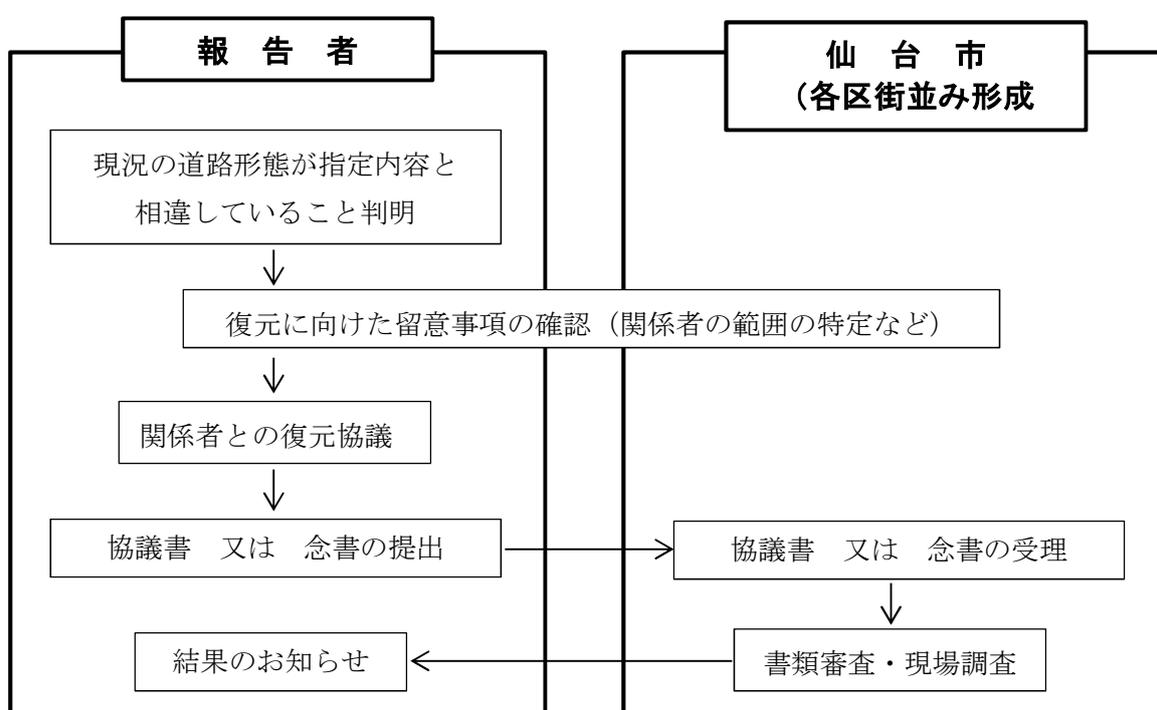
## 第6章 不完全な形態の位置の指定を受けた道路の手続き

### 1 復元計画の報告の流れ

既存の位置の指定を受けた道路で現況幅員、又は指定長さ等が指定した図書と相違している場合、当該道路に接する土地所有者及び、道路を復元したときに当該道路への突出が見込まれる建築物所有者、工作物所有者において、復元計画の協議を行い、その結果を協議書又は念書にまとめ、仙台市に報告してください。

また、復元計画の協議の結果、道路に突出することが判明した建築物や擁壁は、建築基準法第44条に抵触することになりますので、建築行為を行うときまでには撤去しなければなりません。敷地内での建築行為に伴い建築確認申請を提出する場合、確認申請時点で除却が完了していないと確認を受けることができなくなります。

なお、位置の指定を受けた道路の復元計画の協議の流れは以下のとおりです。



### 2 復元計画協議の結果報告

#### (1) 復元計画協議の結果報告

復元計画協議の結果について、下記のいずれかにより報告してください。

- (ア) 復元計画の協議の結果、協議が成立した場合  
⇒ 不完全位置指定道路の協議書
- (イ) 復元計画の協議の結果、協議が成立しなかった場合  
⇒ 不完全位置指定道路の念書

#### (2) 復元計画協議の結果報告に必要な書類

復元計画協議の結果の報告に必要な図書は表10のとおりです。

表10

添付順序	図面等の名称	明示すべき内容	備考
1	不完全位置指定道路の協議書  又は  不完全位置指定道路の念書	1 該当の様式に必要な事項を記載 2 当該道路に接する土地所有者及び当該道路に突出することとなる建築物所有者、工作物所有者の同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不完全位置指定道路の協議書（細則外様式第4号）</li> <li>・ 不完全位置指定道路の念書（細則外様式第5号）</li> </ul>
2	委任状	1 委任する者の記名、押印 2 委任する相手方の名称 3 委任する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代理人が手続きを行う場合</li> <li>・ 任意様式</li> <li>・ 正1部</li> </ul>
3	附近見取図	1 明示すべき事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 道路及び目標となる地物</li> <li>・ 申請に係る道路の位置（赤色で表示）</li> </ul> 2 標準縮尺 1/2500 程度	
4	地籍図	1 明示すべき事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺、方位</li> <li>・ 復元の協議をした道路の位置</li> <li>・ 現況の延長及び幅員</li> <li>・ 復元若しくは暫定後退後の延長及び幅員</li> <li>・ 土地の境界</li> <li>・ 地番及び地目</li> <li>・ 土地の所有者及びその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名</li> <li>・ 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項</li> </ul> 2 標準縮尺 1/200 程度	
5	公図写し	1 各筆の所有者、地目及び地籍を記入 2 転写年月日及び転写者氏名を明示のうえ押印 3 標準縮尺 1/500～600 程度	
6	印鑑登録証明書	1 不完全位置指定道路の協議書又は不完	

		全位置指定道路の念書に押印した者の印鑑登録証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却）	
7	登記事項証明書	1 道路に接する土地、及び道路に突出することとなる建物の登記事項証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却）	
8	その他必要な図書	1 地籍図に表現が困難な特記すべき内容を示した図書 2 所有権の移転登記が完了していない場合にあつては売買契約書の写し及び当該契約の相手方の印鑑登録証明書（写しを提出する場合、原本確認後返却） 3 相続関係を明らかにする場合にあつては、関係者の戸籍謄本（写しを提出する場合、原本確認後返却） 4 印鑑登録証明書と土地登記事項証明書に記載の住所が異なる場合は、住民票その他の権利者を確認できるもの（写しを提出する場合、原本確認後返却） 5 その他	

○留意事項

ア 復元計画協議の結果報告の書類は1部提出してください。

イ 関係権利者の承諾について

(ア) 権利者の範囲

協議を要する権利者は、当該道路に接する土地所有者、及び当該道路に突出することとなる建築物所有者、工作物所有者になります。

(イ) 署名及び押印等

承諾については権利者の署名及び実印の押印が必要です。

また、権利者が、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、その行為に法定代理人、保佐人又は補助人に同意権がある場合は、当該同意権者の同意が必要です。また、成年被後見人については、成年後見人の代理行為によります。法定代理人等は、戸籍謄本又は登記事項証明書により確認します。

(ウ) 印鑑登録証明書

真正な権利者の捺印であることを確認するため、印鑑登録証明書を添付してください。

(エ) 各証明書等の有効期限

登記事項証明書、証明書類等は最新の情報のものを添付してください。

登記事項証明書及び印鑑登録証明書については、提出日から3か月以内に発行されたものとしします。

### (3) 書類及び図面の調製

(ア) 添付図書はA4版の大きさに統一し、図面等は折り込み、左綴りにしてください。

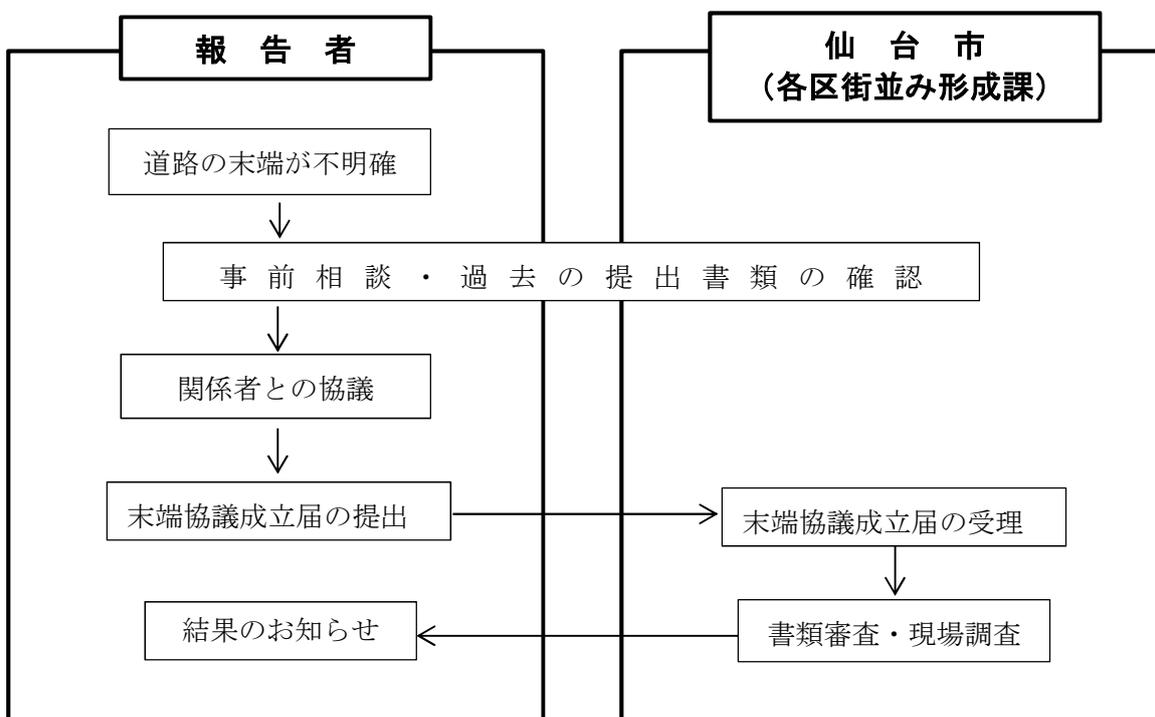
## 第7章 道路の終端位置が不明確な場合の手続き

### 1 末端協議の流れ

建築基準法第42条第1項第3号又は同条第2項に規定する道路で終端の位置が不明確な場合は、終端附近の土地の土地所有者、並びに道路の終端の位置を決定した結果、当該道路に突出することが見込まれる建築物所有者、工作物所有者において、当該道路の末端の位置を協議し、その結果を書面にまとめ、仙台市に報告してください。

また、末端協議の結果、道路に突出することが判明した建築物や擁壁は、建築基準法第44条に抵触することになりますので、建築行為を行うときまでには撤去しなければなりません。

なお、末端協議の流れは以下のとおりです。



### 2 末端協議成立届

#### (1) 末端協議成立届に必要な書類

末端協議成立届に必要な図書は表11のとおりです。

表11

添付順序	図面等の名称	明示すべき内容	備考
1	末端協議成立届	1 様式に必要な事項を記載 2 末端附近の土地所有者及び当該道路に突出する建築	・細則外様式第6号

		物所有者、工作物所有者の同意	
2	委任状	1 委任する者の記名、押印 2 委任する相手方の名称 3 委任する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代理人が手続きを行う場合</li> <li>・ 任意様式</li> <li>・ 正1部</li> </ul>
3	附近見取図	1 明示すべき事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 道路及び目標となる地物</li> <li>・ 申請に係る道路の位置 (赤色で表示)</li> </ul> 2 標準縮尺 1/2500 程度	
4	地籍図	1 明示すべき事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺、方位</li> <li>・ 道路の末端の位置</li> <li>・ 現況の延長及び幅員</li> <li>・ 土地の境界</li> <li>・ 地番及び地目</li> <li>・ 土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名</li> <li>・ 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項</li> </ul> 2 標準縮尺 1/200 程度	
5	公図写し	1 各筆の所有者、地目及び地籍を記入 2 転写年月日及び転写者氏名を明示のうえ押印 3 標準縮尺 1/500～600 程度	
6	印鑑登録証明書	1 末端協議成立届に押印した者の印鑑登録証明書 (写しを提出する場合、原本確認後返却)	
7	登記事項証明書	1 道路の末端附近に接する土地、道路に突出することとなる建物の登記事項証明書 (写しを提出する場合、原本確認後返却)	
8	その他必要な図書	1 地籍図に表現が困難な特記すべき内容を示した図書 2 所有権の移転登記が完了していない場合にあつては売買契約書の写し及び当該契約の相手方の印鑑登録証明	

		<p>書（写しを提出する場合、原本確認後返却）</p> <p>3 相続関係を明らかにする場合にあっては、関係者の戸籍謄本（写しを提出する場合、原本確認後返却）</p> <p>4 印鑑登録証明書と土地登記事項証明書に記載の住所が異なる場合は、住民票その他の権利者を確認できるもの（写しを提出する場合、原本確認後返却）</p> <p>5 その他</p>	
--	--	--	--

○留意事項

ア 末端協議成立届の書類は1部提出してください。

イ 表11中の6の書類について

(ア) 権利者の範囲

協議を要する権利者は、当該道路の末端附近の土地の土地所有者及び当該道路に突出する建築物所有者、工作物所有者になります。

(イ) 署名及び押印等

承諾については権利者の署名及び実印の押印が必要です。

また、権利者が、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、その行為に法定代理人、保佐人又は補助人に同意権がある場合は、当該同意権者の同意が必要です。また、成年被後見人については、成年後見人の代理行為によります。法定代理人等は、戸籍謄本又は登記事項証明書により確認します。

(ウ) 印鑑登録証明書

真正な権利者の捺印であることを確認するため、印鑑登録証明書を添付してください。

(エ) 各証明書等の有効期限

登記事項証明書、証明書類等は最新の情報のものを添付してください。

登記事項証明書及び印鑑登録証明書については、提出日から3か月以内に発行されたものとします。

**(2) 書類及び図面の調製**

(ア) 添付図書はA4版の大きさに統一し、図面等は折り込み、左綴りにしてください。

## 第8章 道路か否か不明な場合の手続き

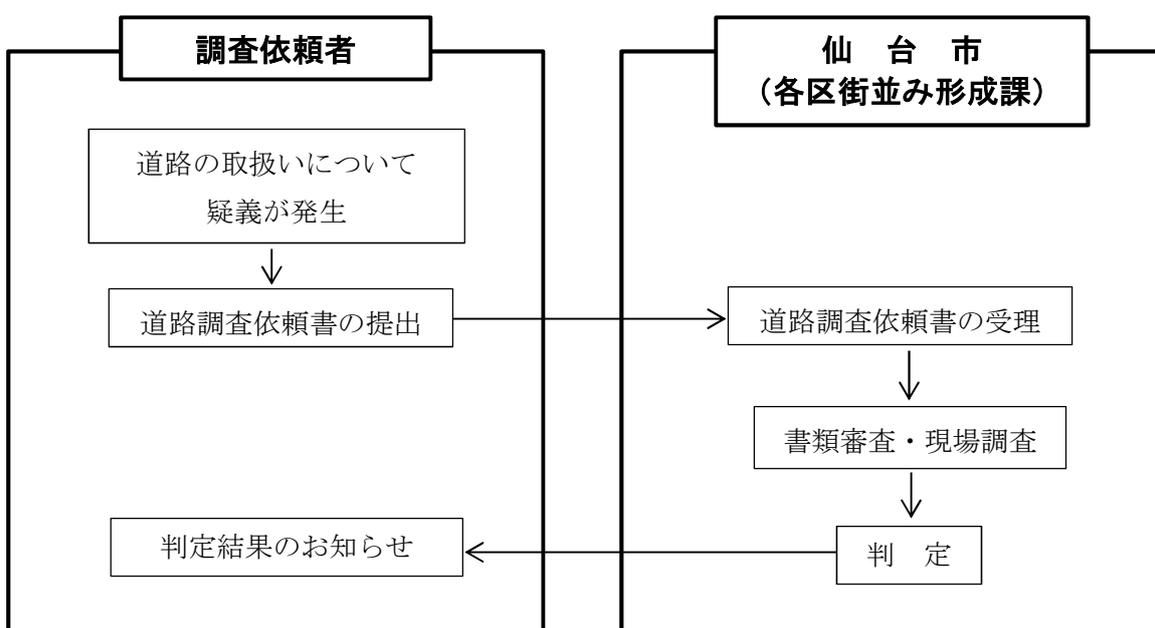
### 1 道路調査依頼の流れ

建築基準法上の道路に該当するか否等かを判定する場合の流れは、以下のとおりです。

建築基準法上の道路に該当するか否か判定が必要な場合には、道路調査依頼書（細則外様式第7号）に必要図書を添付のうえ、調査の実施を求めることができます。

道路調査依頼では、次の事項について、判定ができます。

- (1)1項3号道路の判定
- (2)みなし道路の判定
- (3)プロットミスの判定
- (4)その他



### 2 道路と判定できない場合の用語の解説と今後の方策

#### (1)道路立証できず

- ・ 1項3号道路の要素はあるが、基準時に幅員が4.0m以上の道であったことを立証できない。
- ・ 2項道路の要素はあるが、基準時に利用建物が2棟以上で幅員が1.8m以上であったことを立証できない。
- ・ 従前の確認では何件か2項道路として取扱っている事実はあるが、2項道路の要件を満たさない。

※今後の方策：①道路であったことを証明する資料の提出を受け、再度、道路調査を実施する。

②道路の位置の指定を指導。

③過去に確認処分を行った事例がある場合は、法第43条ただし書き許可の可否を検討。

(2)道路ならず

- ・現在の道の幅員は4.0m以上あるが、基準時に存在していない。
- ・現在の道の幅員は4.0m以上あるが、基準時の幅員は4.0m未満である。
- ・現在の道の幅員が4.0m未満であり、基準時に利用建物が2棟以上で幅員が1.8m以上であった事実が無い。
- ・一の敷地内にある通路であり道路ではない。

※今後の方策：①道路の位置の指定を指導。

②基準時に利用建物が2棟以上で幅員が1.8m未満の道については、  
本手引第2章の幅員が1.8m未満の2項道路の指定を検討。

③過去に確認処分を行った事例がある場合は、法第43条ただし書き許可の可否を検討。

(3)道路の扱いせず

- ・2項道路の要件に該当するが、後退を義務付けても何ら利益が無く、宅地が過小化する場合。
- ・住宅地図等に記載されているが、現況道路の形態が無い。

## 第9章 私道の指定道路図面等の閲覧及び写しの交付

建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき指定を受けた私道の指定道路図面等のうち、一部の図面等について、対象となる私道の指定等を行った区役所の街並み形成課で閲覧又は写しの交付を行います。

### 1 手続きの流れ

#### (1) 閲覧及び写しの交付の対象となる私道の指定道路図面等

これまでの公文書開示請求で需要が高い図面等について、閲覧及び写し交付までに要する時間を軽減させることを目的とし、次の(ア)から(キ)のものを対象としています。なお、対象となる図面等に記載されている氏名、住所、電話番号、押印、道路以外の辺長及び面積については、個人情報に該当するため黒塗り処理を行います。また、法人等の名称については、黒塗りもれ等のリスクを軽減するため個人情報と併せて黒塗り処理を行います。

- (ア) 法第42条第1項第5号に規定する道路の指定台帳
- (イ) 法第42条第3項に規定する水平距離の指定台帳
- (ウ) 不完全位置指定道路の協議書に添付のある図面等のうち、位置図及び地籍図(実測図、断面図、協議成立欄、道路中心立会者欄等を含む。以下同様とする。)
- (エ) 不完全位置指定道路の念書に添付のある図面等のうち、位置図及び地籍図
- (オ) 法第42条第1項第3号又は第2項による道路の末端協議書に添付のある図面等のうち、位置図及び地籍図
- (カ) 狭あい道路協議書(又は申出書)に添付のある図面等のうち、位置図及び地籍図
- (キ) 特定道路(協定道路)に関する書類に添付のある図面等のうち、位置図及び地籍図

※各用語は、当該手引きの他、建築基準法（昭和25年法律第201号）、仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成12年3月17日仙台市条例第19号）、仙台市建築基準法施行規則（昭和46年7月30日仙台市規則第37号）をご参照ください。

※指定道路図は、仙台市都市計画情報インターネット提供サービス又は各区役所の街並み形成課で確認することができます。

○仙台市都市計画情報インターネット提供サービス [http://www2.wagamachi-guide.com/sendai\\_tokei/](http://www2.wagamachi-guide.com/sendai_tokei/)

※私道の指定の協議等がなされていない場合など書類を保有していない場合もあります。

#### (2) 申請方法

どなたでも申請できます。対象となる私道の指定等を行った区役所の街並み形成課の窓口にて、私道の指定道路図面等の閲覧・写しの交付申請書をご提出ください。この申請書は仙台市ホームページからダウンロードすることもできます。

○私道の指定道路図面等の閲覧・写しの交付による情報提供について

<http://www.city.sendai.jp/kenchikushido-kanri/jigyosha/shiteidou-ro-jouhouteikyoku/shiteidou-rozu-jouhouteikyoku.html>

#### (3) 閲覧又は写しの交付を行う場所

前項(2)の申請を行った区役所の街並み形成課内で閲覧又は写しの交付を行います。

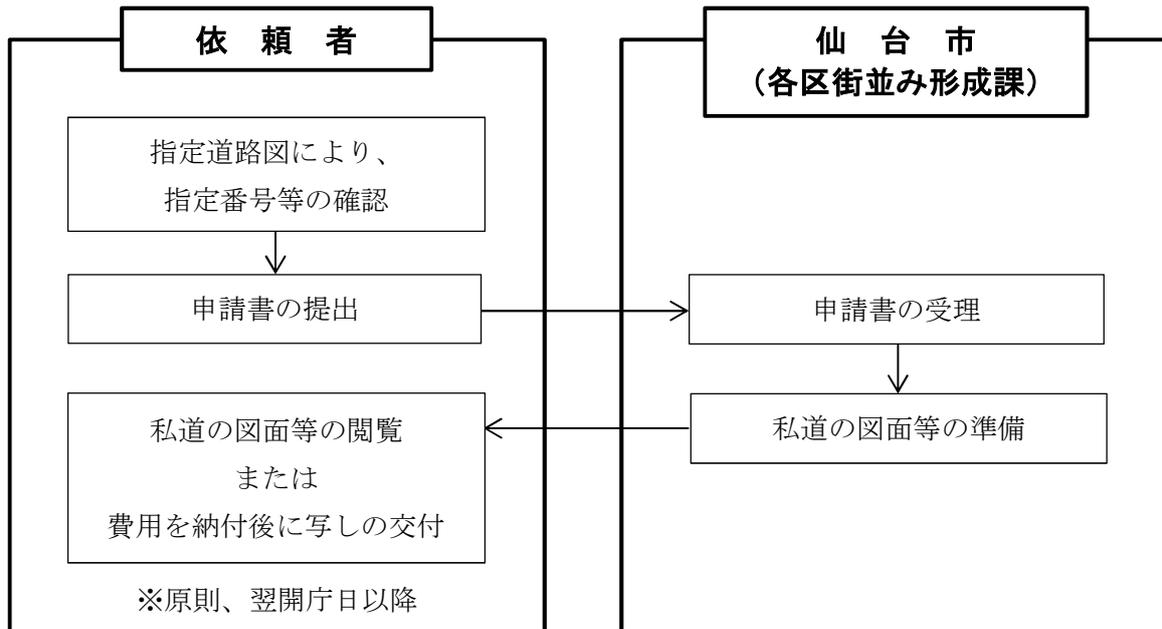
#### (4) 費用の負担

写しの交付を受ける場合は、交付枚数に応じて下記の費用をご負担いただきます。なお、閲覧の場合は、費用はかかりません。

A 3 版まで（白黒コピー）：片面 1 枚につき 10 円

※ 1 枚の用紙の両面に複写した場合は、2 枚として計算します。

※ 原図の大きさが A 3 版を超える場合は、A 3 版以下の用紙に分割して複写したものを交付します。その場合は、分割した用紙の片面を 1 枚として計算します。



## 2 前項 1 により閲覧又は写しの交付を行うもの以外の情報の提供

前項 1 により閲覧又は写しの交付を行うもの以外の情報（協議書の添付書類など）における資料等の保有状況について、対象となる私道の指定等を行った区の街並み形成課へご確認ください。区の街並み形成課において資料等を保有している場合は、情報の提供にあたり必要な手続きをご案内いたします。

第10章 道路に係る参考資料

1 細則様式

様式 第1号

道路の位置の指定申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者 住所  
氏名

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので、関係図書を添えて申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 築造主住所氏名			(TEL )
2 代理人住所氏名			(TEL )
3 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番	仙台市 区		
4 指定を受けようとする道路の概要	道路の延長		m
	有効幅員		m
	道路敷幅員		m
	側溝の幅		m
※ 備考			
※ 指定番号	第 号	※受付欄	
※ 指定年月日	年 月 日		
※ 公告番号	仙台市公告 ( 区) 第 号		
※ 公告年月日	年 月 日		

- 1 4欄は、有効幅員・道路敷幅員を併記して下さい。
- 2 ※のある欄は、記入しないで下さい。

## 道路の位置の指定通知書

第 年 月 日 号

申請者 住所  
氏名 様

仙台市長 印

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので通知します。

### 記

1. 指定番号 :
2. 指定道路の種類 : 法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
3. 指定の年月日 :
4. 指定道路の位置 :  
仙台市 区
5. 指定道路の延長及び幅員 :  
延長  
幅員

(注意) この通知書は、大切に保管しておいてください。

## 私道の廃止（変更）承認申請書

年 月 日

（あて先）仙台市長

申請者 住所  
氏名

仙台市建築基準法の施行に関する条例第2条の規定による道路の廃止（変更）の承認を受けたいので、関係図書を添えて申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 代理者住所氏名	(TEL )	
2 建築基準法上の道路種別	建築基準法第42条第 項第 号に規定する道路	
	(法第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定年月日及び番号) 年 月 日 第 号	
3 廃止（変更）しようとする道路の敷地となる土地の地名地番	仙台市 区	
4 廃止（変更）しようとする道路の概要	道路の延長	m
	有効幅員	m
	道路敷幅員	m
	側溝の幅	m
5 廃止（変更）の理由		
※ 備考		
※ 指定番号	第 号	※受付欄
※廃止（変更）承認年月日	年 月 日	
※ 公告番号	仙台市公告（ 区）第 号	
※ 公告年月日	年 月 日	

- 1 4欄は、有効幅員・道路敷幅員を併記して下さい。
- 2 ※のある欄は、記入しないで下さい。

## 私道の廃止（変更）承認通知書

第 年 月 日  
号

申請者 住所  
氏名 様

仙台市長

印

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 項第 号の規定による道路の廃止（変更）を承認したので通知します。

### 記

1. 指定番号 :
2. 廃止（変更）する指定道路の種類 : 法第42条第 項第 号の規定による指定に係る道路
3. 廃止（変更）承認の年月日 :
4. 廃止（変更）する指定道路の位置 :  
仙台市 区
5. 廃止（変更）する指定道路の延長及び幅員 :  
延長  
幅員

（注意） この通知書は、大切に保管しておいてください。

## 私道の廃止協議書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

施行者 住 所  
氏 名  
T E L

㊟

仙台市建築基準法施行細則第9条の2第1項の規定に基づき、下記の私道の廃止について、協議願います。

1 建築基準法上の道路種別	建築基準法第42条第 項第 号に規定する道路
	(法第42条第1項第5号若しくは3項に規定する道路に該当する場合、指定年月日及び番号) 年 月 日 第 号
2 廃止しようとする道路の敷地となる土地の地名地番	仙台市 区
3 廃止しようとする道路の概要	幅員 m 延長 m
4 廃止の理由	
5 協議内容	

仙台市建築基準法施行細則第9条の2の規定により、年 月 日付協議願いのあった私道の廃止について、上記のとおり協議が成立しました。

年 月 日

施行者  
住 所  
氏 名

㊟

仙台市長

㊟

## みなし道路の指定申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者 住所  
氏名

建築基準法第42条第2項の規定による道路の位置の指定を受けたいので、関係図書を添えて申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 代理者住所氏名	(TEL )	
2 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番	仙台市 区	
3 指定を受けようとする道路の概要	道路の延長	m
	基準時の幅員	m
	側溝等の有無	有 ・ 無
	後退の形態	中心 ・ 一方
※ 備考		
※ 指定番号	第 号	※受付欄
※ 指定年月日	年 月 日	
※ 公告番号	仙台市公告 ( 区) 第 号	
※ 公告年月日	年 月 日	

※のある欄は、記入しないで下さい。

## みなし道路の指定通知書

第 年 月 号  
年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

仙台市長 印

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定したので通知します。

### 記

1. 指定番号 :
2. 指定道路の種類 : 法第42条第2項の規定による指定に係る道路
3. 指定の年月日 :
4. 指定道路の位置 :  
仙台市 区
5. 指定道路の延長及び基準時の幅員 :  
延長  
基準時の幅員

(注意) この通知書は、大切に保管しておいてください。

## 水平距離の指定申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者 住所  
氏名

建築基準法第42条第3項の規定による水平距離の指定を受けたいので、関係図書を添えて申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 代理者住所氏名	(TEL )	
2 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番	仙台市 区	
3 指定を受けようとする道路の概要	道路の延長	m
	水平距離	m
	側溝等の有無	有 ・ 無
	後退の形態	中心 ・ 一方
※ 備 考		
※ 指 定 番 号	第 号	※受付欄
※ 指 定 年 月 日	年 月 日	
※ 公 告 番 号	仙台市公告 ( 区) 第 号	
※ 公 告 年 月 日	年 月 日	

※のある欄は、記入しないで下さい。

## 水平距離の廃止（変更）承認申請書

年 月 日

（あて先）仙台市長

申請者 住所  
氏名

仙台市建築基準法の施行に関する条例第2条の規定による道路の廃止（変更）の承認を受けたいので、関係図書を添えて申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 代理者住所氏名	(TEL )	
2 廃止（変更）の承認を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番	仙台市 区	
3 廃止（変更）しようとする道路の概要	道路の延長	m
	水平距離	m
	側溝等の有無	有 ・ 無
	後退の形態	中心 ・ 一方
4 廃止（変更）の理由		
※ 備考		
※ 指定番号	第 号	※受付欄
※ 廃止（変更）承認年月日	年 月 日	
※ 公告番号	仙台市公告（ 区）第 号	
※ 公告年月日	年 月 日	

※のある欄は、記入しないで下さい。

## 水平距離の指定通知書

第 年 月 日  
年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

仙台市長 印

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第3項第規定による水平距離を次のとおり指定したので通知します。

### 記

1. 指定番号 :
2. 指定道路の種類 : 法第42条第3項の規定による指定に係る道路
3. 指定の年月日 :
4. 指定道路の位置 :  
仙台市 区
5. 指定道路の延長及び水平距離 :  
延長  
水平距離

(注意) この通知書は、大切に保管しておいてください。

## 水平距離の廃止（変更）承認通知書

第 年 月 号  
日

申請者 住所  
氏名 様

仙台市長 ㊟

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 3 項第 3 項の規定による水平距離の廃止（変更）を承認したので通知します。

### 記

1. 指定番号 :
2. 廃止（変更）する指定道路の種類 : 法第 4 2 条第 3 項の規定による指定に係る道路
3. 廃止（変更）承認の年月日 :
4. 廃止（変更）する指定道路の位置 :  
仙台市 区
5. 廃止（変更）する道路の延長及び水平距離 :  
延長  
水平距離

（注意） この通知書は、大切に保管しておいてください。



## 2 細則外様式

細則外様式第1号

# 事前協議書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者 住所  
氏名

建築基準法第42条第 項第 号の規定による を受けるにあたり、事前協議を申請します。この協議書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1	築造主住所氏名			(TEL )
2	代理者住所氏名			(TEL )
3	事前協議をする道路の敷地となる土地の地名地番	仙台市 区		
4	事前協議をする道路の概要	道路の延長		m
		有効幅員		m
		道路敷幅員		m
		側溝の幅		m
5	申請予定時期	年 月 日		
※ 備 考				※受付欄

- 1 4欄は、有効幅員・道路敷幅員を併記して下さい。
- 2 ※のある欄は、記入しないで下さい。

様

仙台市長

印

## 事前協議結果通知書

年 月 日付けで提出のありました事前協議の結果について、次のとおりお知らせします。

- 1 道路の指定（変更・廃止）をする予定の土地の地名・地番
- 2 申請内容
- 3 申請内容の可否
- 4 条件等

(注)

- 1 この通知は、記載された日付以降、根拠となる法令等に改正があった場合、無効となります。
- 2 道路の指定（変更、廃止）申請の際、当該申請書に本書の写しを添付してください。

担当：

## 承 諾 書

年 月 日

\_\_\_\_\_の申請書及び添付図面に記載されているとおり、道路の申請をすることについて、異議ありません。

当該土地の地番及び地目	権利関係	権利者の住所、氏名、	印
備 考			

(注意)

- 1 下線部には、道路の位置の指定を申請する者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）、並びに指定・廃止・変更の種別を記入してください。
- 2 権利関係欄には、権利の種別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
- 3 備考欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。
- 4 地番別及び権利の種別ごとに記入し、承諾を受けてください。印は実印とし、印鑑登録証明書を添付してください。



連絡先	住所	
	氏名	
	TEL	

年 月 日

## 不完全位置指定道路の念書

(あて先)仙台市長

報告者 (土地所有者等)	住所			
	氏名	印		
敷地の位置	地名地番	仙台市	区	
指定道路の位置		仙台市	区	
指定番号	第 号	指定年月日	年 月 日	

当該指定道路は、別添図面のとおり現況が.....であり、申請時点の図面と相違しております。

この件について、隣地及び対向地の権利者と復元計画の協議をしましたが、承諾されませんでした。

暫定措置として、別添図面朱色線表示の如く私の敷地側に一方的に後退しますので、建築基準法第12条第5項の規定に基づき報告します。

建築等の際は、一方的に後退し道路として取扱う部分内の既存建築物等の突出物はすべて除却いたします。

また、今後とも協議を続行し、解決時点で協議書を提出いたしますが、これ以前に敷地又は、建築等の権利移転の場合は、本念書の内容及び義務について責任をもって継承させます。

なお、この件での諸問題は、すべて当事者間で処理いたします。

### 復元計画の協議状況

地番	権利関係	権利者		協議年月日	承諾の有・無
		住所	氏名		

(注) 申請者は、印鑑登録証明書等及び土地・家屋登記事項証明書を添付して下さい。





### 3 参考様式

参考様式 1

#### 位置指定道路チェックシート

申請日			
申請者			
申請場所			
道路延長		道路幅員	
道路形状	両端道路接続 ・ 袋路状道路		
自動車転回広場			
技術細則			チェック
延長の測り方			/
道路の各部分の中心線の長さを測定しているか。			
水路に橋等をかける場合は、水路部分を含めているか。			
2項道路に取り付ける場合は、その中心線から2m後退した線から測る。 ※形状によっては一方的に4m後退した線から測る場合もある。			
幅員の測り方			/
幅員は、有効幅員と道路敷幅員を測る。			
有効幅員は、道路の中心線に直角に測る。			
有効幅員は、各部分について4m以上でなければならない。			
道路の有効幅員は一定にすることを原則とするが、一定でない場合は、最小幅員と、最大幅員を測る。			
取付道路との接続部分			/
取付道路と4m以上有効に接続すること。			
隅切り			/
辺の長さ2mの二等辺三角形とし、両側隅切りを原則とする。(内角が120°以上の場合は除く)			
以下の条件を満たす場合は片側隅切りとすることができる。			
土地の形状から判断して両側隅切りが不可能な場合。			
交通の安全上支障がない。			
角地の隅切りを挟む辺の長さが3mの二等辺三角形の部分を道路に含む片側隅切りとする。			
曲り角が60°以下となる鋭角の角敷地は、剪除長を、3m以上とする。			
道路位置の明示			
起終点や、屈折箇所等を明示するために主要な箇所には、表示杭を設置すること。			
崖、擁壁に近接する場合には、さく等を設置して安全性に留意すること。なお、さく等の構造、設置方法については日本道路協会防護柵設置要領によるものとする。			
自動車転回広場			
取付道路が6m未満の場合は、取り付け部分で実質的に車の転回できる場所から35m以内に設置することを原則とする。 側溝・縁石等で境界を明示すること。			
側溝等			
側溝、街渠は原則として道路の両側に設置すること。			
道路面			
砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。			
縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないこと。			
道路内の建築部等の処置			
建築物及び工作物等の道路内突出物は、指定申請以前に除却すること。			
取付道路との接続部分の植込み、電柱等の障害物は指定申請以前に除却又は、移転すること。			
承諾関係			
承諾者に漏れはないか。また、同意権者の同意を要しないか。			

申請図面

申請者住所氏名	申請に係る道路の位置	仙台市_____区	指定 変更 廃止	図面
附近見取図（1/2,500） <span style="float: right;">その他（ 図）（1/ ）</span>			※ 公告番号	仙台市公告（ 区） 第 号
			※ 公告年月日	年 月 日
			※ 指定番号	第 号
			※ 指定年月日	年 月 日
			凡 例 	
地籍図（1/250）		注意 ①申請の道路の幅員及び長さの単位は「m」（小数点第3位以下切捨て）とすること。 ②図面中に地番及び地目、権利別及び氏名をそれぞれ記入のこと。 ③附近見取図は仙塩広域都市計画区域図(1/2500)により地籍図と方位を一致させること。 ④図面は地籍図、附近見取図、断面図を記載すること。 ⑤断面図（構造図）には、側溝及び路面の構造を記入すること。 ⑥隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入すること。 ⑦申請計画敷地面積を明記のこと。 ⑧※欄は記入しないこと		
図書 作成者				

4 様式の記載例

記載例 1

細則外様式第 1 号

事前協議書

令和〇〇年△△月□□日

(あて先) 仙台市長

申請者 住所 **仙台市青葉区国分町三丁目7-1**  
氏名 **仙台 太郎**

建築基準法第42条第1項第5号の規定による**道路の位置の指定**を受けるにあたり、事前協議を申請します。この協議書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1	築造主住所氏名	<b>仙台市青葉区国分町三丁目7-1 仙台 太郎</b> (TEL <b>022-261-1111</b> )	
2	代理人住所氏名	<b>仙台市青葉区上杉一丁目5-1 青葉 二郎</b> (TEL <b>022-225-7211</b> )	
3	事前協議をする道路の敷地となる土地の地名地番	仙台市 <b>泉</b> 区 <b>△△町〇丁目××, □□の一部</b>	
4	事前協議をする道路の概要	道路の延長	<b>15.5</b> m
		有効幅員	<b>4.00~5.50</b> m
		道路敷幅員	<b>4.00~5.50</b> m
		側溝の幅	<b>0.5</b> m
5	申請予定時期	令和〇〇年 <b>■</b> 月 <b>□</b> 日	
※備考			※受付欄

- 4 欄は、有効幅員・道路敷幅員を併記して下さい。
- ※のある欄は、記入しないで下さい。

様式 第1号

## 道路の位置の指定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 仙台市長

申請者 住所 **仙台市青葉区国分町三丁目7-1**  
氏名 **仙台 太郎**

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので、関係図書を添えて申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1	築造主住所氏名	<b>仙台市青葉区国分町三丁目7-1 仙台 太郎</b> (TEL <b>022-261-1111</b> )	
2	代理者住所氏名	<b>仙台市青葉区上杉一丁目5-1 青葉 二郎</b> (TEL <b>022-225-7211</b> )	
3	指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番	仙台市 <b>泉</b> 区 <b>△△町〇丁目××, □□の一部</b>	
4	指定を受けようとする道路の概要	道路の延長	<b>15.5</b> m
		有効幅員	<b>4.00~5.50</b> m
		道路敷幅員	<b>4.00~5.50</b> m
		側溝の幅	<b>0.5</b> m
※	備考		
※	指定番号	第 号	※受付欄
※	指定年月日	年 月 日	
※	公告番号	仙台市公告 ( 区) 第 号	
※	公告年月日		

1 4欄は、有効幅員・道路敷幅員を併記して下さい。

2 ※のある欄は、記入しないで下さい。

## 承 諾 書

令和〇〇年△△月□□日

\_\_\_\_\_ **道路の位置の指定** \_\_\_\_\_ の申請書及び添付図面に記載されているとおり、道路の申請をすることについて、異議ありません。

当該土地の地番及び地目		権利関係	権利者の住所、氏名、	印
仙台市泉区△△町○丁目× ×	宅地	所有権	仙台市青葉区国分町三丁目 7-1 仙台 太郎	
仙台市泉区△△町○丁目□ □の一部	雑種地	所有権	仙台市宮城野区五輪二丁目 12-35 宮城野 三郎	
仙台市泉区△△町○丁目× ×	宅地	抵当権	仙台市若林区保春院前丁 3-1 若林銀行	
仙台市泉区△△町○丁目□ □の一部	宅地	地役権	仙台市太白区長町南三丁目 1-15 太白 四子	
備考				

(注意)

- 1 下線部には、道路の位置の指定を申請する者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入してください。
- 2 権利関係欄には、権利の種別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
- 3 備考欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。
- 4 地番別及び権利の種別ごとに記入し、承諾を受けてください。印は実印とし、印鑑登録証明書を添付してください。

細則外様式 第4号

連絡先	住所	
	氏名	
	TEL	

令和〇〇年△△月××日

## 不完全位置指定道路の協議書

(あて先)仙台市長

申請者 (土地所有者等)	住所	仙台市青葉区国分町三丁目7-1		
	氏名	仙台 太郎 <span style="float: right;">Ⓜ</span>		
敷地の位置	地名地番	仙台市 泉 区 △△町〇丁目〇〇		
指定道路の位置		仙台市 泉 区 △△町〇丁目××. □□の一部		
指定番号	第 ×××× 号	指定年月日	昭和〇〇年△△月□□日	

当該指定道路は、別添図面のとおり現況が 幅員 3.86m~3.95m であり、申請時点の図面と相違しております。

この件について、別添図面朱色線表示の如く復元する計画が、下記隣地及び対向地の権利者より承諾が得られましたので、建築基準法第12条第5項の規定に基づき報告します。

建築等の際は、復元した道路内の既存建築物等の突出物はすべて除却いたします。また、敷地又は、建物等の権利移転の場合は、本協議書の内容及び義務について責任をもって継承させます。

なお、この件での諸問題は、すべて当事者間で処理いたします。

## 関係権利者承諾欄

地番	地目	権利関係	権利者		承諾印
			住所	氏名	
□〇	宅地	所有権	仙台市宮城野区五輪二丁目12-35	青葉 二郎	
△△	雑種地	所有権	仙台市若林区保俊院丁3-1	若林銀行	
■■	宅地	所有権	仙台市太白区長町南三丁目1-15	太白 四子	
■□	宅地	所有権	仙台市泉区泉中央二丁目1-1	泉 五郎	

(注) 権利者は、印鑑登録証明等及び土地登記事項証明書を添付して下さい。

連絡先	住所	
	氏名	
	TEL	

令和〇〇年△△月××日

## 不完全位置指定道路の念書

(あて先)仙台市長

申請者 (土地所有者等)	住所	仙台市青葉区国分町三丁目7-1		
	氏名	仙台 太郎 <span style="float: right;">(印)</span>		
敷地の位置	地名地番	仙台市	泉 区	△△町〇丁目〇〇
指定道路の位置		仙台市	泉 区	△△町〇丁目××. □□の一部
指定番号	第 ×××× 号	指定年月日	昭和〇〇年△△月□□日	

当該指定道路は、別添図面のとおり現況が 幅員 3.86m~3.95m であり、申請時点の図面と相違しております。

この件について、隣地及び対向地の権利者と復元計画の協議をしましたが、承諾されませんでした。暫定措置として、別添図面朱色線表示の如く私の敷地側に一方的に後退しますので、建築基準法第12条第5項の規定に基づき報告します。

建築等の際は、一方的に後退し道路として取扱う部分内の既存建築物等の突出物はすべて除却いたします。

また、今後とも協議を続行し、解決時点で協議書を提出いたしますが、これ以前に敷地又は、建築等の権利移転の場合は、本念書の内容及び義務について責任をもって継承させます。

なお、この件での諸問題は、すべて当事者間で処理いたします。

## 復元計画の協議状況

地番	権利関係	権利者		協議年月日	承諾の有・無
		住所	氏名		
□〇	所有権	仙台市宮城野区 五輪二丁目12-35	青葉二郎	令和〇年 〇月〇日	有
△△	所有権	仙台市若林区 保俊院丁3-1	若林銀行	令和〇年 △月△日	無
■	所有権	仙台市太白区 長町南三丁目1-15	太白 四子	令和〇年 〇月〇日	有
■□	所有権	仙台市泉区 泉中央二丁目1-1	泉 五郎	令和〇年 △月△日	有

(注) 申請者は、印鑑登録証明等及び土地登記事項証明書を添付して下さい。

細則外様式 第 7 号

## 道路調査依頼書

※太枠部分のみ記入して下さい。

供 覧	課 長	係 長				担 当	
受付番号 No.		受付年月日		年	月	日	受付者氏名
調査依頼者 (建築主等)	住 所 氏 名	<b>仙台市青葉区国分町三丁目 7-1</b> <b>仙台 太郎</b>				(TEL <b>022-261-1111</b> )	
代 理 者	住 所 氏 名	<b>仙台市青葉区上杉一丁目 5-1</b> <b>青葉 二郎</b>				(TEL <b>022-225-7211</b> )	
敷地の位置	住居表示	仙台市 <b>泉</b> 区 <b>△△町○丁目△</b> 地名地番 仙台市 <b>泉</b> 区 <b>△△町○丁目××, □□の一部</b> 土地所有者名 <b>仙台 太郎</b>					
依頼の目的	<b>新築</b> ・ 増築 ・ 売買 ・ その他 ( )						
内 容	<b>建築基準法第 42 条に定める道路に該当するか否かの確認</b>						
特 記							
提出資料：以下のうち、指示されたものを A 4 版左とじにして、提出して下さい。 (1) 附近見取図（都市計画図等を複写したものに、敷地の位置及び調査依頼通路を記入すること。） (2) 現 況 図（方位、各敷地について、道路境界線及びそれと交わる隣地境界線における塀等及び建築物の位置、並びに調査依頼通路の幅員を記入して下さい。） ※ <u>各敷地とは、原則として調査依頼通路に接する敷地及びそれを利用している敷地をさします。</u> (3) 公 図 写（方位、各敷地について、所有者名、地目及び地積並びに転写年月日及び転写者氏名を記入して下さい。） (4) 基準時の状況を立証する資料（法施行前道路の可能性の強い場合は、建物の登記事項証明書、住民票等。） (5) そ の 他							
判 定							
内 容							
用途地域：	防火地域：		網図番号：NO. —				
[ ]プロット済み(地図 NO、 ) [ ]連絡済み( 年 月 日)							

## 5 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（道路の定義）

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4m（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一 道路法（昭和27年法律第180号）による道路

二 都市計画法、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）又は密集市街地整備法（第6章に限る。以下この項において同じ。）による道路

三 この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2 この章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2m（前項の規定により指定された区域内においては、3m（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2m）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4mの線をその道路の境界線とみなす。

3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については2m未満1.35m以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については4m未満2.7m以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。

4 第一項の区域内の幅員6m未満の道（第一号又は第二号に該当する道にあつては、幅員4m以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。

一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道

二 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道

三 第一項の区域が指定された際に現に道路とされていた道

- 5 前項第三号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員4 m未満の道については、第2項の規定にかかわらず、第1項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。
- 6 特定行政庁は、第2項の規定により幅員1.8 m未満の道を指定する場合又は第3項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(書類の閲覧)

第93条の2 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第12条第1項及び第3項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

## 6 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）

(道に関する基準)

第144条の4 法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
- イ 延長（既存の幅員6 m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が3.5 m以下の場合
- ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
- ハ 延長が3.5 mを超える場合で、終端及び区間3.5 m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
- ニ 幅員が6 m以上の場合
- ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2 mの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

附 則（昭和45年12月2日政令第333号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十六年一月一日）から施行する。

（改正前の建築基準法第四十二条第一項第五号の規定による指定）

2 この政令の施行の際現に改正法による改正前の建築基準法第42条第1項第五号の規定による道路の位置の指定を受けている道は、この政令による改正後の建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するものとみなす。

（用途地域等に関する経過措置）

3 略

## 7 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（抜粋）

（道路の位置の指定の申請）

第9条 法第42条第1項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番及び地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項

(指定道路等の公告及び通知)

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第四号若しくは第五号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2 特定行政庁は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 水平距離指定の年月日
- 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
- 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
- 四 水平距離

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(書類の閲覧等)

第11条の4 法第93条の2（第88条第2項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

- 一 別記第3号様式による建築計画概要書
- 二 別記第12号様式による築造計画概要書
- 三 別記第36号の3様式による定期調査報告概要書
- 四 別記第36号の5様式、別記第36号の7様式、別記第36号の9様式及び別記第36号の11様式による定期検査報告概要書
- 五 処分等概要書
- 六 全体計画概要書
- 七 指定道路図
- 八 指定道路調書

2 特定行政庁は、前項の書類（同項第七号及び第八号の書類を除く。）を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。

3 特定行政庁は、第1項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

## 8 仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成12年仙台市条例第19号）（抜粋）

（私道の変更又は廃止の承認）

第2条 法第42条第1項第二号、第三号又は第五号に該当する私道(同条第2項の規定により同条第1項に規定する道路とみなされるもの及び法附則第5項の規定により同号の規定による道路の位置の指定があったものとみなされるものを含む。)を変更し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

（道路の位置の表示）

第3条 法第42条第1項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、あらかじめ、コンクリート、石等の側溝、縁石又は表示杭により境界標を設置し、その道路の位置を表示しなければならない。

2 前項の規定により設置した境界標(位置の指定を受けなかった道路に設置したものを除く。)は、前条の規定による承認を受けた場合を除き、これを移動してはならない。

（許可等の申請手数料）

第11条 次の各号に掲げる許可等の処分の申請をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 略

二 法第42条第1項第五号の規定に基づく道の位置の指定 道の位置の指定申請手数料 八万六千円

三 法第42条第1項第五号の規定に基づく位置の指定を受けた道の変更又は廃止の承認 道の変更又は廃止の承認申請手数料 四万三千円

四～四十三 略

2 略

## 9 仙台市建築基準法施行細則(昭和46年仙台市規則第37号)（抜粋）

（道路の位置の指定申請）

第8条 省令第9条の規定による申請は、道路の位置の指定申請書を提出することにより行うものとする。

2 省令第10条第3項の規定による通知は、道路の位置の指定通知書に、前項の道路の位置の指定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付することにより行うものとする。

（私道の廃止又は変更の承認申請）

第9条 施行条例第2条の規定による承認を受けようとする者は、私道の廃止(変更)承認申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ、省令第9条の表に掲げる図面並びに廃

止又は変更の承認を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、施行条例第2条の規定による承認をした場合は、その旨を公告し、かつ、私道の廃止(変更)承認通知書に、前項の私道の廃止(変更)承認申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

#### (私道の廃止の承認の特例)

第9条の2 次に掲げる事業又は行為の施行区域内に施行条例第2条に規定する私道が存する場合においては、当該事業又は行為に係る工事を施行する者は、当該工事の着手前に、当該私道の全部又は一部(当該工事の施行区域内に存する部分に限る。次項において同じ。)の廃止について、市長に協議することができる。

- 一 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により区域が決定された道路に関する事業
- 二 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可を受けた開発行為
- 三 都市計画法による都市計画事業
- 四 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業
- 五 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業

- 2 前項の規定による協議が成立した場合においては、同項の私道の全部又は一部の廃止について、施行条例第2条の承認があったものとする。

- 3 道路法第7条又は第8条の規定による路線の認定に係る区域内に施行条例第2条に規定する私道で幅員4m以上のものが存する場合においては、当該認定に係る同法第9条の規定による公示があった時に、当該私道の全部又は一部(当該区域内に存する部分に限る。)の廃止について、施行条例第2条の承認があったものとする。

#### (道の指定)

第10条 法第3章の規定が適用されるに至った際に現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満1.8m以上の道で、一般交通の用に供されているものは、法第42条第2項の規定により市長の指定した道とする。

- 2 幅員1.8m未満の道で一般交通の用に供されているものについて法第42条第2項の規定による指定を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならない。
- 3 省令第9条の規定は、前項の規定による申請について準用する。
- 4 市長は、第2項の規定による申請に基づいて指定した場合は、その旨を申請者に通知するものとする。
- 5 第8条第2項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

#### (水平距離の指定等)

第11条 法第42条第3項の規定による水平距離の指定を受けようとする者は水平距離の指定申請書の正本及び副本各1通を、指定を受けた水平距離を廃止し、又は変更しようとする者は水平距離の廃止(変更)承認申請書の正本及び副本各1通を市長に

提出しなければならない。

- 2 省令第9条の規定は前項の規定による水平距離の指定の申請について、第9条第1項の規定は前項の規定による水平距離の廃止又は変更の申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請に基づいて指定をした場合は、水平距離の指定通知書に、第1項の水平距離の指定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請に基づいて廃止又は変更の承認をした場合は、その旨を公告し、かつ、水平距離の廃止(変更)承認通知書に、第1項の水平距離の廃止(変更)承認申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(建築計画概要書等の閲覧)

- 第27条 法第93条の2(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧(以下「閲覧」という。)の場所は、都市整備局建築宅地部建築指導課内及び当該閲覧に供する書類に係る建築物又は工作物の敷地が存する区の区役所の建設部街並み形成課内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、同項の規定による閲覧の場所を変更することができる。